

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|---------------|-------------------|----------|---------|
| 管理コード | 1110010 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 商標出願登録手続の行政書士への開放 | 都道府県コード | 37 香川県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1001060 |
| 提案主体名 | 行政書士制度研究会 | | |

| | |
|------------|--|
| 規制の所管・関係省庁 | 総務省 |
| | 法務省 |
| | 経済産業省 |
| 根拠法令等 | 弁理士法第 75 条 |
| 制度の現状 | <p>弁理士法第 75 条により、商標登録出願等の工業所有権に関する出願に係る手続きの代理については、弁理士の専権業務とされている。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | <p>行政書士が商標出願登録手続を行えるよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>企業の利便性の向上・地域経済の活性化の観点から、行政書士が商標出願登録手続を行えるよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。</p> <p>商標出願登録手続は弁理士法により弁理士の独占業務であるが、弁理士は全国に約 6 千名しか登録しておらず、しかも都市部に集中・偏在しており、弁理士が少ない「弁理士過疎地域」では、弁理士は既存クライアントの特許出願等で多忙であり、企業は弁理士サービスが受けられず、不便を強いられている。「弁理士過疎地域」では、企業秘密がライバル企業へ漏洩する弁理士の利益相反問題もある。</p> <p>行政書士は全国に約 3 万 9 千名登録しており、全国に満遍なく存在している地域密着の法律専門家であり、許認可申請や契約書作成業務の関与先企業から商標に関する相談を受けることもある。平成 18 年度から「地域団体商標(地域ブランド)制度」が、平成 19 年度から「小売等役務商標制度」が始まったところでもあり、企業の利便性の向上・地域経済の活性化のため、商標登録の担い手として行政書士を活用すべきである。</p> <p>商標登録願は A4 サイズ 1 枚の定型的なもので、年間約 5 万件の本人出願が行われており、4 分の 3 程度が登録になっている。行政書士は弁理士試験における論文式試験の選択科目免除者であり、商標法の研修を義務付けることで、商標登録出願手続を扱う適格性を担保できる。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|--|-------|---|-------|---|
| <p>1. 提案理由について</p> <p>①「企業は弁理士サービスが受けられず不便を強いられている」とされているが、平成 19 年 6 月末現在の弁理士登録数は 7,200 人超であり、年々増加傾向にある。現在、弁理士の存在しない都道府県はなく、弁理士の少ない地域に対しては、日本弁理士会において、全国 9 地域への弁理士会のアクセスポイントや全国都道府県地域窓口を設置することにより、地域に対するサービスの拡充に努めていると承知している。</p> <p>また、地域におけるユーザーへのサービスの問題と、行政書士に商標登録出願の手続きを開放するかという問題とは別次元の問題である。</p> <p>②「利益相反問題もある」とされているが、弁理士業務については、守秘義務(弁理士法第 30 条)や利益相反行為の禁止(同法第 31 条)の規定が設けられているところであり、指摘のような「企業秘密の漏洩」などの行為を防止する措置が講じられており、また、日本弁理士会においても、毎年開催する倫理研修等を通じて、その啓発に努めていると承知している。</p> <p>また、利益相反問題と、行政書士に商標登録出願の手続きを開放するかという問題とは別次元の問題である。</p> <p>③「行政書士は地域密着の法律専門家」とあるが、そもそも行政書士は、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする(行政書士法第 1 条の 2)職種であり、法的手続に関する専門性の高い業務は行えないところ。また、各士業は、それぞれの法令に基づく業務範囲を遵守し、適正に業務を行うことが重要と承知している。</p> <p>④商標登録は本人出願が多いとの指摘については、「一般国民」が自ら出願等を行う場合には、専ら当該者の責任の下でそれらの手続を行うのに対し、他者が業として代理する場合には、不特定多数の者から対価を受け取ってそれらの手続を行うという意味において、広く社会に不測の損害を与えることも懸念されることから、これらのケースを同列に論ずることは適切でない。即ち、自己責任で行うことと、代理として責任をもって行うことは別次元である。</p> <p>⑤地域団体商標と小売等役務商標制度については、日本弁理士会によるセミナーなどの広報活動、日本弁理士会各支部における無料相談の実施や全国都道府県地域窓口の設置を行っており、ユーザーの利便性の向上に努めているところと承知している。</p> <p>2. 提案が不適切な理由</p> <p>①商標登録に係る手続は、出願のみで完了するものではなく、「A4 サイズ 1 枚の定型的なもの」を提出するだけの形式的なものとは判断するのは不適切である。まず、登録に先立っては、商標選択を誤りなく的確に行うことで、損害発生を未然に防止することが必要であり、これに関し適切な対応を行うためには、商標制度を含む知的財産制度の専門的な知識及び能力が必要である。さらに、最終的に登録となるまでには、出願後における審査官からの通知に対する意見書、補正書等への対応、さらには審判や訴訟への対応も想定されることから、その出願にあたっては、そうした一連の手続きを知的財産権全般に関する専門的な知識や能力を有する弁理士が一貫して行うことがユーザーの理にかなうものである。</p> <p>②弁理士制度は知的財産権全般にわたるものであり、知的財産専門人材である弁理士の専権業務から商標だけを分離できるものではない。また、企業においても知的財産戦略として商標のみならず意匠や特許も含めた包括的な権利の保護・活用を目指している中、弁理士には総合的アドバイザーとしての能力が求められているところであるから、実態としても商標だけを分離することはユーザーの利益になるとは思えない。</p> <p>③知的財産制度の専門家である弁理士としての資格を得るには弁理士試験(短答式、論文式筆記試験及び口述試験)において、工業所有権に関する法令(特許・実用新案、意匠、商標)の科目に合格しなければならない。行政書士は、弁理士試験における論文式筆記試験の一部を免除されているに過ぎず、知的財産に関する専門的知識を有しているとは想定されないからこそ、工業所有権に関する法令の科目の試験が課されているのであり、研修を受けるのみで知的財産に関する専門的知識が担保されるものではない。また、前述のように商標登録出願においても、知的財産権全般に関する専門的な知識や能力が必要とされるのであり、仮に、行政書士が何らかの形で商標法の研修を受けたとしても、商標登録出願の手続きを扱う適格性が担保されるとは言えない。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|-------------|-------------|---|-------------|---|
| 再検討要請 | | | | |
| 提案主体からの意見 | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |
| | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|--------------|--------------|---|--------------|---|
| 再々検討要請 | | | | |
| 提案主体からの再意見 | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し | — |
| | | | | |

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|---------------|---|----------|---------|
| 管理コード | 1110020 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 士業派遣の解禁(過疎地限定) 士業・・・弁護士・外国法律事務弁護士・地方書士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・弁理士・社会保険労務士・行政書士の業務 | 都道府県コード | 13 東京都 |
| | | 提案事項管理番号 | 1055070 |
| 提案主体名 | (株)パソナシャドーキャビネット | | |

| | |
|------------|---|
| 規制の所管・関係省庁 | 金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 経済産業省 |
| 根拠法令等 | 弁理士法第 75 条 |
| 制度の現状 | <p>弁理士法第 75 条により、弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、弁理士法に規定する弁理士の業務を業とすることができない。</p> <p>ただし、平成 17 年 10 月 21 日付の構造改革特別区域推進本部決定において、「弁理士法第 4 条第 1 項及び第 3 項に規定する業務のうち同法第 75 条で規定する業務以外となる、相談に応ずること(いわゆるコンサルティング)に係るものに関し、特許業務法人以外を派遣元とする場合には、労働者派遣を認める」こととされた。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | <p>〇〇町の過疎地に限り、労働者派遣法で禁止されているいわゆる士業の派遣禁止を解禁すべきである。</p> <p>現状過疎地にて、サービスを受けられない地域に限定し派遣法により禁止されている「士業の派遣」を認める</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>現在、士業派遣は労働者派遣法で規制をされている。</p> <p>過疎地においては士業不足のため、住民が都市部まで移動がしいられ、満足した社会サービスを受けていない。そのため、過疎地においては士業の人材派遣をとおして、過疎地の住民が士業のサービスを受けられる機会を創出すべきである。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>①弁理士を労働者派遣の対象とすることを認めると、派遣業者(派遣元)が、弁理士との間の雇用契約に基づく指揮命令を通じて、実質的に派遣業者が弁理士業務を取り扱うこととなる。これは弁理士又は特許業務法人でない者が弁理士業務を扱うことを禁止した弁理士法第 75 条に抵触する。弁理士法に基づく業務については、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けない)こととされていることから、労働者派遣の対象とはならないものである。</p> <p>②なお、平成 17 年 10 月 21 日付の構造改革特別区域推進本部決定において、「弁理士法第4条第1項及び第3項に規定する業務のうち同法第75条で規定する業務以外となる、相談に応ずること(いわゆるコンサルティング)に係るものに関し、特許業務法人以外を派遣元とする場合には、労働者派遣を認めることとし、平成 17 年度中に所要の措置を講ずる。当該弁理士の労働者派遣事業については適正に実施されるようコンサルティング業務の範囲の明確化(個別事案に係るものを除外)、守秘及び利益相反行為防止の徹底の措置を講ずる。」とされており、引き続きこの範囲において労働者派遣の対象とすることが可能である。</p> <p>③また、現在、弁理士の存在しない都道府県はなく、弁理士の少ない地域に対しては、日本弁理士会において、全国 9 地域への弁理士会のアクセスポイントや全国都道府県地域窓口を設置することにより、地域に対するサービスの拡充に努めているところである。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|-------------|-------------|---|-------------|---|
| 再検討要請 | | | | |
| 提案主体からの意見 | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|--------------|--------------|---|--------------|---|
| 再々検討要請 | | | | |
| 提案主体からの再意見 | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し | — |

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|---------------|---------------|----------|---------|
| 管理コード | 1110030 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 個人向け発電機の設置の緩和 | 都道府県コード | 29 奈良県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1003010 |
| 提案主体名 | 個人 | | |

| | |
|------------|--|
| 規制の所管・関係省庁 | 経済産業省 |
| 根拠法令等 | 電気事業法第38条、第48条、第54条 電気事業法施行規則第65条別表第2 |
| 制度の現状 | 電気事業法第38条において、一般電気工作物の定義としては、構内に設置する小出力発電設備であって、その発電に係る電圧が600V以下で構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていない内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力10kW未満のものをいう。 |

| | |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | アンモニア水を媒体としたガスタービン発電機(10KW 未満)を最大3基、個人、コンビニ、マンション屋上などに設置する場合には、一般用電気工作物として扱うことを可能とする。 また、暖めた水道水、あるいは純水によるアンモニア水の気化発電を行う(温泉水によるアンモニア水の気化は行われている)に際し、規制があれば、その見直しを要望する。 |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | 個人開発のアンモニア水を媒体としたガスタービン発電機(10KW 未満・メンテナンスフリー)を最大3基、一般用電気工作物として、家庭、コンビニ、マンション等にリースし、低圧電力を提供する。 提案理由： 環境に配慮した発電機により、無公害で安価な電力を提供する事が出来る。 代替措置： メンテナンスフリーの発電機の開発により、主任技術者による保守・点検が不要になった。 |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力10kW以下、電圧600V以下等の条件を満たすものは、現行法においても一般電気工作物である。</p> <p>以上の条件を満たさない発電設備は、事業用電気工作物となっているが、この定義を見直し、保安に係る規制の少ない一般電気工作物とするには、当該設備において適切な保安水準の確保が達成できるという具体的な技術的根拠が必要である。</p> <p>しかし、要望のあった「アンモニア水を媒体としたガスタービン」についてはこの様な根拠が示されていないため、対応できない。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| <p>再検討要請</p> <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | | |
|---|-------------|---|-------------|---|
| <p>提案主体からの意見</p> <p>「アンモニア水を媒体としたガスタービン」設備において、適切な保安水準の確保が達成できるという具体的な技術的根拠が示されていないとのご回答に基づき、別紙資料を添えてご説明いたします。</p> <p>全体構造は、資料②の仕様に合わせておりますが、資料①で示しておりますとおり、タービンを2基使用する予定で、燃料もアンモニア水を用いるところが相違しています。</p> <p>また、発電機(ジェネレーター)には、資料③のトヨタ自動車のプリウスに搭載されているものを使用する予定です。</p> <p>アンモニア水を燃料とする前例は、資料④のとおりで、すでに実用化されています。</p> <p>以上のことから、適切な保安水準の確保を図ります。</p> | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |
| <p>一般電気工作物には、電気に対する技術的知識を要しない人が問題なく安全に使用できるだけの安全性を確保する必要があります。このため、事業用電気工作物として十分な保安実績が必要です。</p> <p>一方、本事案において熱媒体を「アンモニア」としていますが、これは毒物及び劇物取締法第 2 条で劇物に指定されているものであり、保安上注意を要する必要があります。</p> <p>申請者から示された技術的根拠とされている資料②及び資料③については規格製品の一例であり、電気工作物全体の安全性を満たすとは一概に言えず、また個別の要素技術を根拠に概念設計のみで電気工作物全体の安全を証明することはできません。そのため、より厳しい安全性を要求される一般電気工作物としての安全性を証明したとは言えません。</p> <p>したがって、本事案については、一般電気工作物として認めることは困難と判断します。</p> | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| <p>再々検討要請</p> | | | | |
|--------------------------|--------------|---|--------------|---|
| <p>提案主体からの再意見</p> | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し | — |



11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|---------------|-------------------------|----------|---------|
| 管理コード | 1110040 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | LPガス販売事業者による都市ガスの供給 | 都道府県コード | 18 福井県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1007010 |
| 提案主体名 | 越前エネライン株式会社 敦賀ガス株式会社 | | |

| | |
|------------|--|
| 規制の所管・関係省庁 | 経済産業省 |
| 根拠法令等 | ガス事業法第2条、第3条、第5条、第16条、第17条、第20条 |
| 制度の現状 | <p>一般ガス事業が行う導管による大規模なガス供給という事業形態は原則として規模の経済性を有していると考えられ、その二重投資の防止を図ることが国民経済的に見て望ましいと考えられることから全ての者が自由に営めるものとするのではなく、一定の基準に適合する者にのみ、その営業を許可することとしており(法第3条)、一般ガス事業者は供給申込みに応じなければならない供給義務が課せられている(法第16条)。</p> <p>一般ガス事業者が独占的な立場を利用して契約内容を恣意的に定めたり、ガスの使用者相互間に不当な差別的な取扱いをすることを避けるため予め供給約款を定めることを義務づけ、その設定を国が認可することで、業務の適性かつ公平な遂行を保証している(法第17条、第20条)。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | <p>一般ガス事業者の供給区域内において、LPガス販売事業者が一般ガス事業許可を得ることを必要とせずに、一般ガス事業者から卸売を受けた都市ガス(天然ガス13A)を需要家に供給することができるようにする。また、一般ガス事業者からLPガス販売事業者への卸売価格は、供給約款によらない安価な価格とすることができるようにする。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>アパート・マンションを中心に、LPガス販売事業者が供給を行っている一般の需要家に対し、LPガス販売事業者による都市ガスの供給を可能とし、現行のLPガスよりも安価な価格で都市ガスを販売することにより、需要家のエネルギーコストを削減できるとともに、LPガス販売事業者の経営基盤の強化による地域活性化を図れ、さらには天然ガスの普及拡大による地球温暖化防止にもつなげられる。</p> <p>福井県越前市および敦賀市においては、民間の一般ガス事業者である越前エネライン(株)、敦賀ガス(株)が都市ガスを供給しているが、その供給区域内においてもLPガスの需要家が混在している。さらに近年のオール電化の普及により、都市ガス、LPガスともに需要家数が減少傾向にあり、その影響によるLPガス業界の再編も始まっている。LPガス販売事業者は地元根ざした会社が多く、地域活性化に与える影響も大きい。そこで、一般ガス事業者がLPガス販売業者に安価に都市ガスを卸売し、それをLPガス販売事業者が供給することにより、両者協調してガス体エネルギーの普及促進を図っていきたい。しかし、都市ガスの供給はガス事業法により一般ガス事業者に限られているため、LPガス販売事業者でも供給が可能となるよう規制緩和が必要である。</p> <p>低圧供給の需要家の保安に関しては、一般ガスとLPガスでは技術的に大差がなく、点検周期等を一般ガスに合わせることでLPガスの保安機関によっても十分に保安が確保できると考えられる。また、天然ガス13Aは空気よりも軽いためガス漏れが起こっても拡散し、LPガスのように滞留することがないため安全性は高いといえる。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|--|-------|---|-------|---|
| <p>一般ガス事業者は供給区域内の一般の需要家から供給申込みに応ずるため導管網を整備し安定供給を図るとともに、供給区域内の需要家保護の観点や複数の事業者による二重投資の防止を図ることが国民経済的に見て望ましいと考えられることから事業許可制にし地域独占を与えることにより、その規模の経済性をもって低廉なガス供給を可能としている。</p> <p>他方で、ガス事業制度においては、平成7年以降、小売自由化範囲の拡大を進めてきており、本年4月からは年間契約ガス使用量10万m³以上の需要家については、一般ガス事業者以外の事業者による供給が可能となっている。また、新規参入事業者が一般ガス事業者からガスの卸供給を受ける際の価格については、従来より当事者間の交渉に委ねられており、特段の料金規制はない。</p> <p>更なる小売自由化の範囲の拡大のあり方については、その対象が家庭等の小規模需要家であり、取引の安定性、公平性、需要家の保安等の確保といった課題があると考ええる。</p> <p>なお、本年6月22日に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」において、本年度より、これまでの自由化範囲の拡大の実施状況の十分な評価を行い、全面自由化の在り方等について、その課題を明らかにすることとされており、ご提案の全面自由化についても、全体的な検討スケジュールの中で、しかるべく判断していくこととなる。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|--|-------------|---|-------------|---|
| <p>再検討要請</p> <p>平成15年4月の総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会の報告書において、既存一般ガス事業の供給区域内の既存簡易ガス事業者が天然ガス利用をする場合の一般ガス事業に係る許可申請については、原則許可するとされているところ。</p> <p>当該提案のようなケースにおいて、既存一般ガス事業の供給区域内の既存LPガス販売事業者が一般ガス事業に係る許可申請を行った場合は、許可されるのかご教示いただきたい。</p> | | | | |
| <p>提案主体からの意見</p> <p>いただいた回答は本提案を都市ガスの「更なる小売自由化の範囲の拡大」と捉えているように思われる。そういう一面があることは否めないが、現状においても一般ガスの供給範囲内においてLPガスを販売することは可能であり、都市ガス対LPガス（対オール電化）という形でエネルギー間の全面自由化が既に行われている状況である。今回の提案の意図は、LPガス事業者が商品として都市ガスも扱えるようにすることにより、LPガス販売事業者と一般ガス事業者が協力して、既存のLPガス顧客の都市ガス転換を即すものである。</p> <p>以上をふまえ再検討をお願いしたい。</p> | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |
| <p>一般的に、既存簡易ガス供給地点群において天然ガスを利用する一般ガス事業許可申請があった場合は、その一般ガス事業転換について需要家に周知徹底がなされているか、ガスの供給に関する申込みがあるかどうか等を審査した上で許可することは可能であるが、これは、当該供給地点群が簡易ガス事業の許可を受け、既に公益事業として全ての需要家に対して公平な供給条件でガスを供給していることを考慮し、一般ガス事業化を認めることとなるものである。</p> <p>一方、一般ガス事業者は、その供給区域内において、区域内における地域独占性が認められている一方で、区域内における一般の需要に対し、供給約款又は選択約款による公平かつ安定的なガス供給を行う義務を負っており、これにより需要家の利益保護を図っている。</p> <p>このため、供給区域については、同一地域における複数の事業者の施設が重複するなどの過剰投資を避けることにより需要家の利益の阻害を防ぐという法の趣旨に基づき、当該区域内では他の事業者による二重の供給区域の設定は認めていない</p> | | | | |

ことから、既存一般ガス事業者の供給区域内において、既存簡易ガス供給地点群が一般ガス事業者の許可を受けることはできない。

なお、こうしたガス事業規制については、本年度より、これまでの自由化範囲の拡大の実施状況の十分な評価を行い、その効果及び今後の課題について検討することとしている。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。

特区は規制改革の実験場としての側面をもつものであることから、ガスの全面自由化に向けたパイロット的な取組として、特例措置を認めていただけるようご検討いただきたい。

提案主体からの再意見

いただいた回答は、以下の2つの条件を満たさないために本提案が認められないと判断されたと解釈できる。

(1)すべての需要家に対して公平な供給条件でガスを供給

(2)同一地域における複数の事業者の施設が重複するなどの過剰投資の回避

しかしながら、その地域の一般ガスの約款と同じ料金設定にし、その地域の一般ガス会社から卸売を受ければ、上記条件が満たされ、問題がクリアされたと考えられる。

また、電気事業においては一括受電サービスという形態が既に存在し、マンション等において受電した電力を各戸に分配している事例がある。本提案はそれをガス事業において実施するものである。

以上をふまえ再検討をお願いしたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

—

① ガス事業法において、一般ガス事業については、国民生活及び産業活動に必需のガスを供給する点において公益性の高い事業であること、導管による大規模なガス供給という事業形態は原則として規模の経済性を有していると考えられることから、このような供給方式の特性に着目し、全ての者が自由に営めるものとするのではなく、一定の基準に適合する者のみその営業を許可し、いわゆる「大口供給」を除き、供給区域内での独占的な経営を行わせる反面、その区域全体に対する供給義務を課すという法規制を行っているものです。これにより、供給区域内の需要家に対するガス供給条件の公平性(供給約款規制・料金規制)、ガス供給の安全性(保安規制)等を確保しているものです。

② 今回の提案である、LPガス事業者が一般ガス事業の許可を得ることなく既存の一般ガス事業者から卸供給を受けたガスを需要家に供給する形態は、上記のガス事業法の立法趣旨から逸脱したものであり、特区提案として認めることは困難であると考えております。

他方で、ガス事業制度については、今後、これまでの段階的な自由化を含めた制度改革の評価・検証を行った上で、ガス事業制度のあり方を検討していく予定となっておりますので、ご提案の供給形態につきましては、需要家利益の保護、公共の安全の確保等の具体的方策をご検討頂き、今後の議論において御意見をいただければと考えております。

③ なお、現行制度内においても、一般ガス事業の一部(検針や安全点検など)の業務をLPガス事業者へ外注することも可能であり、このような形態であれば、一般ガス事業者による供給義務・価格安定・保安確保も維持され、ご提案の趣旨にも合致するものと考えております。

④ また、ご指摘の「電気事業における一括受電サービス」につきましては、ガス事業は電気事業と異なり、供給する財(ガス)の特性上、契約する需要家の内管、ガス栓に至るまでの保安確保義務がガス事業者に課せられていること等から、基本的には一の需要場所毎に一の契約を締結するという考え方を採用しております。

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|---------------|---------------|----------|---------|
| 管理コード | 1110050 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 伝統的工芸品指定要件の緩和 | 都道府県コード | 17 石川県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1028010 |
| 提案主体名 | 金沢市 | | |

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 規制の所管・関係省庁 | 経済産業省 |
| 根拠法令等 | 伝統的工芸品産業の振興に関する法律 |
| 制度の現状 | 伝統的工芸品の指定を申出できるのは「事業協同組合等」とされている。 |

| | |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | <p>現行法で規定されている伝統的工芸品の指定要件について、事業規模が小さく、事業協同組合等の設立が困難な伝統的工芸品が多い地域(市町村)にあつては、市町村が事業協同組合等と同様に申し出ることを認め、「地域希少伝統工芸品」として包括的に指定を受けることを可能とする。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>現行法では指定要件を満たさないが、希少かつ重要な伝統的工芸品を包括的に指定することで、伝統的工芸品全体の振興を図る。</p> <p>具体的には、伝統的工芸品の指定は個々の工芸品を対象としており、その申し出は事業協同組合等が行うこととなっているが、事業規模が小さい、従事者が少ないなど、事業協同組合等の設立が困難なために地域にとって重要な伝統的工芸品であっても指定が受けられない未指定業種が数多くある地域においては、市町村が申し出の主体となり、包括的に「地域希少伝統工芸品」としての指定を受けることで、その地域の実情に応じた伝統的工芸品産業の振興を図るものである。</p> <p>提案理由：</p> <p>本市には既に伝産法で指定されている6業種のほか、小規模な未指定業種が20種近くあり、それらは総体で本市の基幹産業としての地位を占めるとともに本市の魅力のひとつとなっている。これら未指定業種の振興策は本市が独自に実施しているが、後継者不足や財政的基盤の脆弱さ等により存続すら危ぶまれる現状であり、より強い支援が望まれている。そこで、本特例措置により、市町村が事業協同組合等の代替機関となることで、これら未指定業種に替わって包括的な振興計画を作成することが可能となるとともに、それに基づく事業実施に必要な経費の一部について補助を受けることで、本市のみならず、これら未指定業種を擁する多くの市町村が、地域の実情に応じて充実した伝統的工芸品産業の振興施策を展開できるようになる。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく伝統的工芸品産業への政策的な支援は、産業活動として維持・発展させていくことに主眼を置いており、製造事業者及び産地組合等が、自立的発展を目指した産業としての主体的努力を行うことが前提で、これに国・地方自治体が側面的に支援をしていくもの。</p> <p>伝統的工芸品の指定は、当該工芸品を製造する事業者を代表する事業協同組合等が申し出るものであり、自治体が申請するということには馴染まない。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| <p>再検討要請</p> <p>提案にある小規模の未指定業種について、単一の業種では事業共同組合等は組織できないものの、伝統工芸品の普及振興を目的として、複数の業種が共同で組織する団体があるとのこと。民間の主体的努力を支援することが法の趣旨ということであるならば、複数の業種が共同で組織する当該団体からの申請を認めてもらえるようご検討いただきたい。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------|---|-------------|---|-------------|-------------|---|-------------|---|--|--|--|--|--|
| <p>提案主体からの意見</p> <p>本提案は、複数の希少伝統工芸品が存在することで、それらが単体としては伝産法の指定要件を満たさないものの、総体として産業といえる状態を形成している地域における振興施策の実施を想定している。その地域の希少伝統工芸品は、自発的発展が難しく、支援をしないと消滅する危機も考えられるため、地域の実態を把握している自治体による申請を提案したものである。しかしそれに固執するものではなく、例えば伝統工芸品の普及振興を目的として、産地組合や希少伝統工芸品の製造事業者等で組織される団体による申請が可能になれば、より地域の実情に応じた伝統的工芸品産業の振興を図るとする本提案の本旨とも合致するので、ご検討いただきたい。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>再検討要請に対する回答</th> <th>「措置の分類」の見直し</th> <th>C</th> <th>「措置の内容」の見直し</th> <th>—</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5"> <p>「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」は、伝統的な技術又は技法等を用いて製造される伝統的工芸品について、民衆の生活の中ではぐくまれ受け継がれてきたこと及び将来もそれが存続し続ける基盤があることにかんがみ、「産業」としての振興を図ろうとするものである。このため、伝統的工芸品の指定に当たっては、個々の工芸品ごとに申し出を行っていただいた上で、個別工芸品ごとの振興計画等に基づく支援措置を講じているものであり、ご提案のような複数工芸品の共同体による申し出は法の趣旨に馴染まないものとする。</p> <p>したがって、あくまで個別工芸品を製造する事業者による事業協同組合等によって、別個に申し出を行っていただく必要があると考えているが、具体的な事案に関しては、個別具体的にご相談いただきたい。</p> </td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — | <p>「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」は、伝統的な技術又は技法等を用いて製造される伝統的工芸品について、民衆の生活の中ではぐくまれ受け継がれてきたこと及び将来もそれが存続し続ける基盤があることにかんがみ、「産業」としての振興を図ろうとするものである。このため、伝統的工芸品の指定に当たっては、個々の工芸品ごとに申し出を行っていただいた上で、個別工芸品ごとの振興計画等に基づく支援措置を講じているものであり、ご提案のような複数工芸品の共同体による申し出は法の趣旨に馴染まないものとする。</p> <p>したがって、あくまで個別工芸品を製造する事業者による事業協同組合等によって、別個に申し出を行っていただく必要があると考えているが、具体的な事案に関しては、個別具体的にご相談いただきたい。</p> | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — | | | | | | | | | | |
| <p>「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」は、伝統的な技術又は技法等を用いて製造される伝統的工芸品について、民衆の生活の中ではぐくまれ受け継がれてきたこと及び将来もそれが存続し続ける基盤があることにかんがみ、「産業」としての振興を図ろうとするものである。このため、伝統的工芸品の指定に当たっては、個々の工芸品ごとに申し出を行っていただいた上で、個別工芸品ごとの振興計画等に基づく支援措置を講じているものであり、ご提案のような複数工芸品の共同体による申し出は法の趣旨に馴染まないものとする。</p> <p>したがって、あくまで個別工芸品を製造する事業者による事業協同組合等によって、別個に申し出を行っていただく必要があると考えているが、具体的な事案に関しては、個別具体的にご相談いただきたい。</p> | | | | | | | | | | | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| <p>再々検討要請</p> <p>我が国を支えるものづくりの礎は、大規模な伝統工芸品産業ばかりではなく、提案にあるような小規模ではありながらも卓越した技術の総体によって築かれてきた。これが将来に向かって失われていくことは、地域に留まらず我が国にとっても大きな損失である。</p> <p>そのため、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の中で、今回の提案の趣旨を実現することが難しいということであれば、新たな支援策の創設を含めたご検討をお願いしたい。</p> | | | | |
| <p>提案主体からの再意見</p> | | | | |

伝統工芸品のなかには、従事者が極めて少数だったり、事業所がわずか数軒というものも少なくない。しかし、こうした希少伝統工芸品ともいべきものも、規模は極めて小さいものの、個別には産業としての活動を行っている。金沢市では、希少伝統工芸品の販売を行うアンテナショップ運営や、後継者育成のための専門塾開設等を通じて、販路拡大や人材確保に積極的に取り組んでいるが、これは本市においては、希少産品を含めた伝統工芸品が、産業として重要な地位を占めているとの認識からである。国としても、伝統工芸品の振興には、「伝統的工芸品」のみならず希少伝統工芸品も対象とした支援策の実施が必要と考えるが、お考えをお聞かせ願いたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

—

国としては産業政策の観点から、地域経済への一定の波及効果が期待できるある程度の集積規模を要件として「伝統的工芸品」に対する指定及び支援策を講じてきているところ。財政的制約が厳しい折、ご提案の希少伝統工芸品に携わる事業者の支援については、既存の中小企業施策等の積極的な活用を検討していただきたい。

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|---------------|-------------------------|----------|----------------|
| 管理コード | 1110060 | プロジェクト名 | 環境・エネルギー産業創造特区 |
| 要望事項 (事項名) | 風力発電施設に係る電気主任技術者の兼任要件緩和 | 都道府県コード | 2 青森県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1037020 |
| 提案主体名 | 青森県 | | |

| | |
|------------|--|
| 規制の所管・関係省庁 | 経済産業省 |
| 根拠法令等 | 電気事業法第43条第1項、 電気事業法施行規則第52条第1項、第3項、 「主任技術者制度の運用について(内規)(平成17年3月28日付け平成 17・03・22 原院第1号)」 |
| 制度の現状 | 主任技術者に二以上の事業場を兼ねさせてはならないことになっているが、電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合であって、経済産業大臣の承認を受けた場合は、二以上の事業場を兼ねることが出来る。兼任する事業所から主たる連絡場所まで、2時間以内に到達出来なければならない。 |

| | |
|-------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | 電気事業法や関係規則により電気主任技術者が複数の事業所を兼任する場合は、当該施設に2時間以内に到着する必要が有る旨規定されているが、緊急時の対応体制を整備した場合等には、2時間以内の到着が難しい場合でも兼任を認める。 |
|-------------|--|

| | |
|-----------------|--|
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>電気主任技術者の免状は、取り扱う電圧等により第1種～第3種に分かれているが、第1種・第2種とも難易度が高く全国的にも人材が不足しており、風力発電所の立地特性から本県では該当する種類資格者を有する人材の確保が非常に厳しい状況にある。</p> <p>風力発電施設の大部分の電圧は第3種の電気主任技術者で対応可能だが、変電所から電力会社の系統に連系するまでのごく狭小な範囲の電圧により施設全体を第1種か第2種の電気主任技術者で対応しなければならない。</p> <p>変電所は設備も単純で管理が容易である。</p> <p>電気事業法や関係規則には、電気主任技術者が複数の事業所を兼任する場合は、当該施設に2時間以内に到着する必要が有る旨記載されているが、以上の理由により、緊急時の対応体制が整備されている場合等に「一律2時間以内」の規制緩和が認められれば、風力発電施設の立地がさらに進む。</p> <p>代替措置：</p> <p>①有資格者が集中監視可能な遠隔制御システムを確立し、緊急時に素早く対応できるような体制を整える</p> <p>②補助員(第3種電気主任技術者免状を保持している者)を各発電施設に配置して、①が2時間以内に到着できない場合は、①の指示の下到着まで作業を行う</p> |
|-----------------|--|

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | D | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| 代替措置の「①有資格者が集中監視可能な遠隔制御システムを確立し、緊急時に素早く対応できるような体制を整える」とあるものの当該業務形態や管理の状況が具体的にされていないため保安確保の観点から認められない。 | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|---|-------------|---|-------------|---|
| 再検討要請 | | | | |
| 提案者から示された代替措置について、ご検討いただきたい。 | | | | |
| 提案主体からの意見 | | | | |
| 【意見概要(詳細は添付資料参照)】 | | | | |
| <p>集中管理センターの業務形態や管理状況を次のとおりに計画中であり、これらに対する検討・回答を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中管理センターでは、電気主任技術者等が24時間体制で監視 ・その他の施設は平日の昼間のみ電気主任技術者等が駐在し、夜間及び休日は集中センターでの遠隔監視に切替 ・集中管理センターには風車の運転監視、制御ソフトを備えたPCを設置し、モニターで全ての施設の運転状況を管理 ・トラブル発生時は、集中管理センターの警報作動し、当該施設の電気主任技術者に自動報知 ・トラブルの内容により、集中管理センターでの遠隔復帰か当該施設の電気主任技術者が出動 | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | | | | |
| | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |
| 以下の情報が確認出来ないのので、現時点では判断出来ない。 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電所の設置場所、主任技術者の所在地 ・風力発電所まで主任技術者が何時間で到着するのか ・これまでの風力発電所の事故数と種類。主任技術者の到着までに2時間以上掛かった場合にどのような状況となるか、その場合でも安全とする根拠。 ・遠隔監視制御設備に係るシステム <p>上記の点について、まずは詳細を明らかにしていただきたい。</p> | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| 再々検討要請 | | | | |
| 提案者から示された代替措置について、ご検討いただきたい。 | | | | |
| 提案主体からの再意見 | | | | |
| 以下の情報について回答するので、再度の検討を要望する。 | | | | |
| ①風力発電所の設置場所、主任技術者の所在地 | | | | |
| 本県上北地域7箇所、津軽地域1箇所に風力発電所を設置し、上北地域内「六ヶ所村二又風力発電所」に主任技術者を配置。 | | | | |
| ②風力発電所までの到着時間 | | | | |
| 上北地域は全て車で2時間以内。津軽地域は車で3時間弱。 | | | | |
| ③これまでの事故数と種類等 | | | | |
| 遠隔復帰可能なものと現地確認・修理が必要なものが発生。詳細は補足資料に記入。 | | | | |
| ④遠隔監視制御設備システム及び事故対応について | | | | |

風車の運転状況が随時確認できるシステムを採用。詳細は補足資料に記入。事故対応は、台風、地震等場合分けして対応マニュアルを作成。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

D

「措置の内容」の再見直し

—

① 兼任する事業場が2,000キロワットを超えていること

② 兼任する事業場が6を超えていること

③ 兼任する事業場までの到達時間が2時間を超えていること

から電気事業法施行規則第52条第3項ただし書きの電気主任技術者の兼任は出来ません。

しかし、提示された資料によれば、

①「六ヶ所村二又風力発電所」に第2種電気主任技術者を配置すること

②遠隔集中監視システムによる各発電所の起動停止、運転状態及び故障内容を見ることが出来ること

③各風力発電所に第3種電気主任技術者を配置し、第2種電気主任技術者の指示のもと保安体制及び連絡体制が確立され、トラブル発生時に対応することが出来ること

となっていることから、電気事業法施行規則第52条第1項第7号の直接統括する事業場として、事業用電気工作物の工事、維持及び運用することが可能と考えます。

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|---------------|---------------------------|----------|----------------|
| 管理コード | 1110070 | プロジェクト名 | 環境・エネルギー産業創造特区 |
| 要望事項 (事項名) | 風力発電施設に係る工事計画(変更)の審査期間短縮化 | 都道府県コード | 2 青森県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1037030 |
| 提案主体名 | 青森県 | | |

| | |
|------------|--|
| 規制の所管・関係省庁 | 経済産業省 |
| 根拠法令等 | 電気事業法第48条 |
| 制度の現状 | 届出を受理した日から30日以内に経済産業大臣が技術基準の適合性等を審査し、必要があれば工事計画の変更・廃止命令を発する。当該届出をした者はその届出が受理された日から30日を経過した後でなければその届出に係る工事を開始してはならない。 |

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | 電気事業法により、工事計画(変更)の届出受理後30日は工事開始できないが、工事計画(変更)の届出受理後すぐに工事開始可能とする。 |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>風力発電施設の建設には、国等の補助金を活用することが多く、助成金の交付決定時期は大抵6~7月頃に設定されているが、本県でも風力発電施設の立地が進んでいる下北地域は、強い風・雪等により冬季の工事が厳しく工期が限られてしまう。</p> <p>届出受理までの間に、事業者と所管官庁が頻繁にやりとりを重ね届出書類の記載事項や添付書類に不備がほとんどないのが一般的であり、行政手続法で定めた「届出」の趣旨から考えても届出が受理された時点で手続完了と判断すべきと思われることから、届出受理後すぐに工事開始可能となるよう規制緩和が認められれば、風力発電施設の立地がさらに進む。</p> <p>代替措置:</p> <ul style="list-style-type: none"> ①経過日数を一律30日とせず、審査終了次第工事開始可能とする ②変更の場合は、審査項目や様式を簡素化する |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | D | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>工事計画の届出に関連して、届出書類の記載事項や添付書類に不備がない場合には、行政手続法で定めた「届出」の趣旨を踏まえて、工事計画の届出受理後すぐに工事開始可能としてほしいとの要望を頂いたと理解している。</p> <p>電気事業法における工事計画の届出の趣旨は、届出を受理した日から30日以内に経済産業大臣が技術基準の適合性等を審査し、必要があれば工事計画の変更・廃止命令を発するというもの。届出の記載事項や添付書類の不備がないことのほかに技術基準の適合性等を審査する必要があるため、現行制度では原則届出後30日以内は工事をする事ができないことになっている。</p> <p>ただし、電気事業法第48条第3項各号のいずれにも適合していると認められるときには30日以下に工事開始期間を短縮できるため、以上の要望については現行規定で対応が可能。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| <p>再検討要請</p> <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> <p>また、要件を満たした場合、運用レベルにおいて実際の審査が滞ることなく確実に工事開始期間を短縮できることが担保されているのかご教示いただきたい。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------|---|-------------|---|-------------|-------------|---|-------------|---|---|--|--|--|--|
| <p>提案主体からの意見</p> <p>回答のとおり、電気事業法第48条3項では、各号のいずれにも適合していると認められる場合に30日という期間を短縮することができる定められているが、届出書類よりもさらに多くの資料等準備しなければならず負担が大きいが、資料等を全て揃えたとしても電力供給義務のある電力会社と比べると一般の風力発電事業者に適用されることは稀で、本事業の事業者も認められたことがないのが実状である。</p> <p>また、届出受理前に書類についてやり取りを重ねており、計画内容を受理前から把握できることを考えると、技術基準の適合性等を審査するために一律30日が必要か疑問である。</p> <p>よって、再度の検討・回答を要望する。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>再検討要請に対する回答</th> <th>「措置の分類」の見直し</th> <th>D</th> <th>「措置の内容」の見直し</th> <th>—</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5"> <p>定型化された工事等であって30日も審査期間としては必要がない場合には、30日以下に工事開始禁止期間を短縮できることになっている。したがって、現行制度でも短縮できることは担保されている。</p> <p>個別の案件について、相談して頂いて、適切に対応することとしたい。</p> </td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | D | 「措置の内容」の見直し | — | <p>定型化された工事等であって30日も審査期間としては必要がない場合には、30日以下に工事開始禁止期間を短縮できることになっている。したがって、現行制度でも短縮できることは担保されている。</p> <p>個別の案件について、相談して頂いて、適切に対応することとしたい。</p> | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | D | 「措置の内容」の見直し | — | | | | | | | | | | |
| <p>定型化された工事等であって30日も審査期間としては必要がない場合には、30日以下に工事開始禁止期間を短縮できることになっている。したがって、現行制度でも短縮できることは担保されている。</p> <p>個別の案件について、相談して頂いて、適切に対応することとしたい。</p> | | | | | | | | | | | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| <p>再々検討要請</p> <p>電気事業法48条3項によらない通常の届出の場合、審査が終了した時点でその旨事業者に連絡すべしとの特段の規定がないため、事業者は届出後30日間の経過を待って工事に着手しているのが現状である。</p> <p>そこで、①事業者からの求めがあった場合、届出に係る審査が終了した時点で事業者に連絡し、工事着手を可能とする②審査終了後に事業者から連絡があった場合、審査が終了した旨を伝えて工事着手を可能とする等の対応ができないかご検討いただきたい。</p> | | | | |
| <p>提案主体からの再意見</p> | | | | |

| | | | | |
|--------------------------------------|--------------|---|--------------|---|
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | D | 「措置の内容」の再見直し | — |
| 個別の案件について、相談して頂いて、適切に対応することが可能と考えます。 | | | | |

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|---------------|---------------------|----------|---------|
| 管理コード | 1110080 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 障害者を多数雇用する企業との優先契約 | 都道府県コード | 13 東京都 |
| | | 提案事項管理番号 | 1038030 |
| 提案主体名 | 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会 | | |

| | |
|------------|--------------|
| 規制の所管・関係省庁 | 総務省 経済産業省 |
| 根拠法令等 | — |
| 制度の現状 | — |

| | |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | <p>障害者が健常者と一緒になって働ける環境を普及させるためには、ハードのバリアフリー、グローバルデザインだけでなく、ソフトの面で障害者を受け入れている企業を顕彰し普及させることが重要である。地方自治体や国などが企業から調達しようとする場合に、公平原則だけでなく、こうした障害者に雇用機会を与えている企業を優先して調達することを可能にする。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>随意契約に当たっては、他の条件が等しければ、障害者を多数雇用している企業を優先する。障害者が健常者と共生できる社会実現を更に一層促進するために、率先して障害者を雇用している企業を顕彰し、他の範とする。本提案は、国の障害者雇用促進策の趣旨に添うものでもある。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | E | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>国の調達には、予算の適正かつ効率的な執行を前提とし、会計法令等に基づき執り行われるなかで、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(以下、「官公需法」)は、国等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための措置を講じているもの。</p> <p>提案にある随意契約については、会計法令等の中でその定義が決められているものであることから、官公需法の適用外である。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|-------------|-------------|---|-------------|---|
| 再検討要請 | | | | |
| 提案主体からの意見 | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | E | 「措置の内容」の見直し | — |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|--------------|--------------|---|--------------|---|
| 再々検討要請 | | | | |
| 提案主体からの再意見 | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | E | 「措置の内容」の再見直し | — |

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|---------------|-----------------|----------|---------|
| 管理コード | 1110090 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 産業用大麻の種子の輸入規制緩和 | 都道府県コード | 12 千葉県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1052010 |
| 提案主体名 | 農事組合法人鴨川自然王国 | | |

| | |
|------------|---|
| 規制の所管・関係省庁 | 厚生労働省 経済産業省 |
| 根拠法令等 | <ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知) |
| 制度の現状 | <p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | <p>テトラヒドロカンビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であるが、この規定を緩和することにより新事業の創出に加え、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>千葉県は農業が盛んではあるが、中山間地の過疎、高齢化、離農、休耕地の増加は鴨川市においても深刻な問題である。昔から使われてきた大麻を復活させることで、環境負荷をかけない多様な製品を生み出し、地域興し、休耕地有効活用、新ビジネスによる雇用創出が期待できる。</p> <p>歴史的にも古代朝廷の祭事を担って大和政権に影響を与えたとされる忌部一族が、阿波から安房に渡り大麻産業を興し、関東に広めたとされ、各地に伝承が残っている。</p> <p>鴨川自然王国でも大麻建材ワークショップを実施し好評だった。</p> <p>地場生産のために種子入手の規制緩和、THC濃度基準の設定が不可欠である。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|-------------|-------------|---|-------------|---|
| 再検討要請 | | | | |
| 提案主体からの意見 | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|--------------|--------------|---|--------------|---|
| 再々検討要請 | | | | |
| 提案主体からの再意見 | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し | — |

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|---------------|-----------------|----------|---------|
| 管理コード | | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 産業用大麻の種子の輸入規制緩和 | 都道府県コード | 39 高知県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1067010 |
| 提案主体名 | 高知ヘンプユニオン | | |

| | |
|------------|---|
| 規制の所管・関係省庁 | 厚生労働省 経済産業省 |
| 根拠法令等 | <ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知) |
| 制度の現状 | <p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | <p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC 含有率 0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>国内における産業用大麻の耕作面積は 10ha 程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|-------------|-------------|---|-------------|---|
| 再検討要請 | | | | |
| 提案主体からの意見 | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |
| | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|--------------|--------------|---|--------------|---|
| 再々検討要請 | | | | |
| 提案主体からの再意見 | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し | — |
| | | | | |

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|-----------------------|-----------------|-----------------|---------|
| 管理コード | | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 産業用大麻の種子の輸入規制緩和 | 都道府県コード | 42 長崎県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1084010 |
| 提案主体名 | 株式会社グラスマイル | | |

| | |
|-------------------|---|
| 規制の所管・関係省庁 | 厚生労働省 経済産業省 |
| 根拠法令等 | <ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知) |
| 制度の現状 | <p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | <p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC 含有率 0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>国内における産業用大麻の耕作面積は 10ha 程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>①木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>②当社では、様々な大麻草からつくった製品開発を実施しており、特に国産の大麻草の繊維をとった後の茎(オガラと呼ばれる)とトウモロコシ由来のポリ乳酸を使った生分解性のお箸を製造販売をしている。石油から植物への時代の掛け橋となるようなメッセージを込めて「お箸」を製作した。国産原料確保が難しいために生産量に限度があり、県内で自社と契約する栽培者を確保したいが、種子の確保の問題で事業がストップしている。種子確保の問題をクリアして、次世代の子どもたちための新しい産業へとつなげていきたい。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| <p>再検討要請</p> <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | | |
| <p>提案主体からの意見</p> <p>①私たちは、繊維型品種 THC0.3%未満のものであれば、精神作用が発現しないという科学的根拠及び EU 諸国やカナダでの実用的経験に基づいた提案をしている。「THC の含有量の低い大麻が乱用につながる危険性は十分に認められる」とあるが、根拠を示して欲しい。</p> <p>②EU 及びカナダで栽培が認められている産業用大麻の登録品種に限定した輸入であり、実際の栽培では、大麻取扱者免許を取得して実施するため、違法な栽培を助長することには全くつながらない。栽培用種子輸入基準とその運用制度によって実現可能である。違法な栽培が助長すると考える根拠を示して欲しい。</p> <p>③①と②に関して根拠がない場合は「ない」と回答して欲しい。</p> | | | | |
| <p>再検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の見直し C 「措置の内容」の見直し —</p> <p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p> | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| <p>再々検討要請</p> | | | | |
| <p>提案主体からの再意見</p> | | | | |
| <p>再々検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の再見直し C 「措置の内容」の再見直し —</p> | | | | |

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|---------------|-----------------|----------|---------|
| 管理コード | | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 産業用大麻の種子の輸入規制緩和 | 都道府県コード | 13 東京都 |
| | | 提案事項管理番号 | 1086010 |
| 提案主体名 | 有限会社ビッグフィールド | | |

| | |
|------------|---|
| 規制の所管・関係省庁 | 厚生労働省 経済産業省 |
| 根拠法令等 | <ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知) |
| 制度の現状 | <p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | <p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC 含有率 0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>国内における産業用大麻の耕作面積は 10ha 程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>②当社では、原料から加工まで純国産をコンセプトとしたものづくりを実施しており、国産の大麻草の繊維をとった後の茎(オガラと呼ばれる)を液化し、発泡させたバイオマス・ウレタンフォームを使ったサーフボードを製造販売している。国産原料確保が難しいために生産量に限度があり、製造拠点である千葉県いすみ市周辺で、自社と契約する栽培者を確保したいが、種子の確保の問題で事業がストップしている。種子確保の問題をクリアして、ヘンプサーフボードを輸出産業に育てるビジョンの実現につなげたい。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| <p>再検討要請</p> <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | | |
| <p>提案主体からの意見</p> <p>①私たちは、繊維型品種 THC0.3%未満のものであれば、精神作用が発現しないという科学的根拠及び EU 諸国やカナダでの実用的経験に基づいた提案をしている。「THC の含有量の低い大麻が乱用につながる危険性は十分に認められる」とあるが、根拠を示して欲しい。</p> <p>②EU 及びカナダで栽培が認められている産業用大麻の登録品種に限定した輸入であり、実際の栽培では、大麻取扱者免許を取得して実施するため、違法な栽培を助長することには全くつながらない。栽培用種子輸入基準とその運用制度によって実現可能である。違法な栽培が助長すると考える根拠を示して欲しい。</p> <p>③①と②に関して根拠がない場合は「ない」と回答して欲しい。</p> | | | | |
| <p>再検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の見直し</p> <p>C</p> <p>「措置の内容」の見直し</p> <p>—</p> <p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p> | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| <p>再々検討要請</p> <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | | |
| <p>提案主体からの再意見</p> <p>EU 及びカナダは、単一条約加盟国であるが、産業用大麻の運用規則を設けて10年近い栽培実績がある。国内でも低 THC 品種のとちぎしろで25年の栽培実績がある。よって、国内外の運用実績により、低 THC 品種を区別して管理することができる。</p> <p>問題点は、現行規則が今日の運用実態に矛盾し、時代のニーズに適合していないだけである。</p> <p>低 THC 品種の栽培普及によって、抽出・濃縮による薬物乱用拡大につながったという報告はない。それは抽出・濃縮が不可能であることを意味する。大麻の不正流通を防ぐために、大麻の種子輸入から栽培管理の THC 濃度基準の制度化によって対応可能である。制度化の可否を回答願う。</p> | | | | |

THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。よって、我が国においても、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象とする必要がある。

なお、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻が、ヨーロッパ諸国に流通したと推定されている。

また、大麻の有効成分の抽出・濃縮については、比較的容易に行うことができる。

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|---------------|-----------------|----------|---------|
| 管理コード | | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 産業用大麻の種子の輸入規制緩和 | 都道府県コード | 43 熊本県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1109010 |
| 提案主体名 | たしろ屋 | | |

| | |
|------------|---|
| 規制の所管・関係省庁 | 厚生労働省 経済産業省 |
| 根拠法令等 | <ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知) |
| 制度の現状 | <p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | <p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC 含有率 0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>国内における産業用大麻の耕作面積は 10ha 程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>①木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻草を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段である。</p> <p>②熊本県は畳製造とイグサの産地であり、同時に畳表に使う縦糸は、麻糸を使用しており、昔から大麻栽培もさかんであった。当社では、麻の実をつかった豆腐を製造販売しているが、カナダからの輸入原料に頼っている。熊本県内に麻栽培農家がないため、来年度栽培免許を取得する予定である。そのためにも栽培用の種子の確保は必須事項である。麻はいろいろな製品加工ができ、無駄のない植物であるため、県内の離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図り、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待できる。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| 再検討要請 | <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | |
|--|--|---|-------------|---|
| 提案主体からの意見 | <p>①私たちは、繊維型品種 THC0.3%未満のものであれば、精神作用が発現しないという科学的根拠及び EU 諸国やカナダでの実用的経験に基づいた提案をしている。「THC の含有量の低い大麻が乱用につながる危険性は十分に認められる」とあるが、根拠を示して欲しい。</p> <p>②EU 及びカナダで栽培が認められている産業用大麻の登録品種に限定した輸入であり、実際の栽培では、大麻取扱者免許を取得して実施するため、違法な栽培を助長することには全くつながらない。栽培用種子輸入基準とその運用制度によって実現可能である。違法な栽培が助長すると考える根拠を示して欲しい。</p> <p>③①と②に関して根拠がない場合は「ない」と回答して欲しい。</p> | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |
| <p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p> | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| 再々検討要請 | <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | |
|------------|--|--|--|--|
| 提案主体からの再意見 | <p>EU 及びカナダは、単一条約加盟国であるが、産業用大麻の運用規則を設けて10年近い栽培実績がある。国内でも低 THC 品種のとちぎしろで25年の栽培実績がある。よって、国内外の運用実績により、低 THC 品種を区別して管理することができる。</p> <p>問題点は、現行規則が今日の運用実態に矛盾し、時代のニーズに適合していないだけである。</p> <p>低 THC 品種の栽培普及によって、抽出・濃縮による薬物乱用拡大につながったという報告はない。それは抽出・濃縮が不可能であることを意味する。大麻の不正流通を防ぐために、大麻の種子輸入から栽培管理の THC 濃度基準の制度化によって対応可能である。制度化の可否を回答願う。</p> | | | |

THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。よって、我が国においても、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象とする必要がある。

なお、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻が、ヨーロッパ諸国に流通したと推定されている。

また、大麻の有効成分の抽出・濃縮については、比較的容易に行うことができる。

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|---------------|------------------------------|----------|-------|
| 管理コード | | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 産業用大麻の種子の輸入規制緩和 | 都道府県コード | 1 北海道 |
| | | 提案事項管理番号 | 0 |
| 提案主体名 | 産業クラスター研究会オホーツク 「麻プロジェクト」 | | |

| | |
|------------|---|
| 規制の所管・関係省庁 | 厚生労働省 経済産業省 |
| 根拠法令等 | <ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知) |
| 制度の現状 | <p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | <p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC 含有率 0.3%程度以下)品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|---|-------------|---|-------------|---|
| <p>再検討要請</p> <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | | |
| <p>提案主体からの意見</p> <p>「THC成分は微量ではあるが、違法栽培や乱用の危険性があるため現行の輸入規制を継続する必要がある」とのご回答と理解いたしますが、違法栽培や乱用を防止するための措置を提案者側において講じることにより、規制が緩和される可能性はあるのか、或いはあらゆる措置を講じたとしても緩和は認められないのかについてお尋ねいたします。</p> <p>併せて、緩和される可能性があるのであれば、栽培許可の有無、圃場の管理や外部からの侵入対策、収穫した種や茎の収量の管理及び報告等、葉の廃棄方法やマニフェスト管理等、様々な条件が付されるものと思いますが、こうした事項について具体的にアドバイスを賜りたく宜しくお願い致します。</p> | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |
| <p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p> | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|---|--------------|---|--------------|---|
| <p>再々検討要請</p> <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | | |
| <p>提案主体からの再意見</p> <p>「THCの抽出濃縮による乱用の危険性有」としているが、THCは他のカンナビノイドとの含有比率によって効用が異なり、特にカンナビジオール(CBD)の含有率が高い産業用にあつては、向精神効果がないとされている。また、THCとCBDは構造的に類似しているため、前者を選択的に抽出することは困難である。こうしたことから産業用大麻栽培を認めている国においても、知り得る限り乱用の事例は報告されておらず、この点を踏まえ再考を求める。</p> <p>併せて単一条約を根拠としているが、産業用大麻の基準、規則等を定めて運用している加盟国もあり、我が国も同様の措置が可能と考える。</p> <p>これらを含め、緩和の可能性について回答願う。</p> | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し | — |

THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。よって、我が国においても、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象とする必要がある。

なお、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻が、ヨーロッパ諸国に流通したと推定されている。

また、大麻の有効成分の抽出・濃縮については、比較的容易に行うことができる。

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|---------------|----------------------|----------|---------|
| 管理コード | | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 産業用大麻草の種子についての輸入規制緩和 | 都道府県コード | 36 徳島県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1111010 |
| 提案主体名 | ヘンプリズム志国プロジェクト | | |

| | |
|------------|---|
| 規制の所管・関係省庁 | 厚生労働省 経済産業省 |
| 根拠法令等 | <ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知) |
| 制度の現状 | <p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | <p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC 含有率 0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギシロ」(栃木農業試験場が品種改良した低 THC 品種)に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取扱者指導要領:第5の2) 古来、国内で栽培されている繊維採取目的の品種は低 THC であります、わずかながら THC を含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危惧しており、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になっていきます。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発され毎年 THC 濃度の管理もされている、0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。</p> <p>徳島県は、歴史的に見て、大麻にとって大変重要な土地です。木屋平にある三木家は、忌部のまつえとして、今でも代々天皇即位の大嘗祭において、大麻の衣(アラタエ)を献上しています。徳島＝大麻と言っても過言ではないほど、深い関わりがあるのです。ところが、戦後制定された法律により、すっかり姿を消してしまった大麻の栽培風景。これは、バイオマスの見ても、歴史的に見ても、とても残念な事です。この度は、大麻発祥の地四国の中心徳島より、日本本来の姿を取り戻すべく、提案させて頂きました。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|-------------|-------------|---|-------------|---|
| 再検討要請 | | | | |
| 提案主体からの意見 | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|--------------|--------------|---|--------------|---|
| 再々検討要請 | | | | |
| 提案主体からの再意見 | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し | — |

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|-----------------------|----------------------|-----------------|---------|
| 管理コード | | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 産業用大麻草の種子についての輸入規制緩和 | 都道府県コード | 38 愛媛県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1112010 |
| 提案主体名 | ヘンプリズム志国プロジェクト | | |

| | |
|-------------------|---|
| 規制の所管・関係省庁 | 厚生労働省 経済産業省 |
| 根拠法令等 | <ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知) |
| 制度の現状 | <p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | <p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC 含有率 0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギシロ」(栃木農業試験場が品種改良した低 THC 品種)に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取扱者指導要領:第 5 の 2) 古来、国内で栽培されている繊維採取目的の品種は低 THC ではありますが、わずかながら THC を含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危惧しており、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になっています。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発され毎年 THC 濃度の管理もされている、0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。</p> <p>愛媛県においては、繊維の町今治があり、現在愛媛県繊維試験場とタイアップして、大麻のストール、シーツ等を作成しています。夏は UV カットで涼しく、冬は静電気防止で暖かい大麻は、とても好評です。しかし、古来日本は、至る所で栽培されていた大麻ですが、戦後すっかり栽培が許可制になり、日本製の大麻の糸は、まず手に入りません。よって、商品等の糸も、当然外国産です。日本人にとって、とてもなじみ深いこの大麻を、バイオマスの見ても、文化的に見ても、今後復興される事を、切に願うものです。歴史的にみて大麻の発祥の地である四国から、大麻が復興することを願って提案致しました。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|-------------|-------------|---|-------------|---|
| 再検討要請 | | | | |
| 提案主体からの意見 | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|--------------|--------------|---|--------------|---|
| 再々検討要請 | | | | |
| 提案主体からの再意見 | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し | — |

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|-----------------------|---------------------------|-----------------|---------|
| 管理コード | | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 産業用大麻の種子の輸入規制緩和 | 都道府県コード | 47 沖縄県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1126010 |
| 提案主体名 | バイオマスタウン宮古島産業用ヘンプ促進プロジェクト | | |

| | |
|-------------------|---|
| 規制の所管・関係省庁 | 厚生労働省 経済産業省 |
| 根拠法令等 | <ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知) |
| 制度の現状 | <p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | <p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC 含有率 0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>国内における産業用大麻の耕作面積は 10ha 程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>①持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用でき、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|-------------|-------------|---|-------------|---|
| 再検討要請 | | | | |
| 提案主体からの意見 | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|--------------|--------------|---|--------------|---|
| 再々検討要請 | | | | |
| 提案主体からの再意見 | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し | — |

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|-----------------------|-----------------|-----------------|---------|
| 管理コード | | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 産業用大麻の種子の輸入規制緩和 | 都道府県コード | 22 静岡県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1127010 |
| 提案主体名 | KAYA | | |

| | |
|-------------------|---|
| 規制の所管・関係省庁 | 厚生労働省 経済産業省 |
| 根拠法令等 | <ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知) |
| 制度の現状 | <p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p> |

| | |
|------------------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | <p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC 含有率 0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>国内における産業用大麻の耕作面積は 10ha 程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>①木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>②当社では、様々な大麻草からつくった販売を実施しており、お客さんの多くから国産原料をつかった商品を求められている。しかし、種子の確保の問題でそのようなプロジェクトに関してはいまのところストップしている。種子確保の問題をクリアして、次世代の子どもたちための新しい産業へとつなげていきたい。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| 再検討要請 | <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | |
|--|---|---|-------------|---|
| 提案主体からの意見 | <p>① THC が 0.3%未満であっても精神作用が発現した日本の実例や根拠を示して欲しい。</p> <p>② 低 THC 品種は、EU 諸国で 10 年、カナダで 8 年の商業栽培経験があり、薬物乱用につながったという報告はない。科学的根拠と海外の実用的経験を踏まえた種子輸入の基準と運用規則を定めることは十分可能ではないか。</p> <p>③ 私たちは所轄官庁が組織的・体質的問題があることを認識している。これは薬物政策以前の問題であり、諸外国ができ、日本だけ産業用大麻に関する制度がつかれないという根本的理由にはならない。よって薬物乱用防止の以外の回答ができない場合は、諸外国の行政組織より能力が劣っていると理解してもよいか。</p> | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |
| <p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p> | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| 再々検討要請 | <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | |
|--|--|---|--------------|---|
| 提案主体からの再意見 | <p>EU 及びカナダは、単一条約加盟国であるが、産業用大麻の運用規則を設けて10年近い栽培実績がある。国内でも低 THC 品種のとちぎしろで25年の栽培実績がある。よって、国内外の運用実績により、低 THC 品種を区別して管理することができる。</p> <p>問題点は、現行規則が今日の運用実態に矛盾し、時代のニーズに適合していないだけである。</p> <p>低 THC 品種の栽培普及によって、抽出・濃縮による薬物乱用拡大につながったという報告はない。それは抽出・濃縮が不可能であることを意味する。大麻の不正流通を防ぐために、大麻の種子輸入から栽培管理の THC 濃度基準の制度化によって対応可能である。制度化の可否を回答願う。</p> | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し | — |
| <p>（この表のこの行は、元の画像には具体的な回答内容が記載されていません。上記の表の構造に基づき、この行は空欄として表示します。）</p> | | | | |

THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。よって、我が国においても、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象とする必要がある。

なお、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻が、ヨーロッパ諸国に流通したと推定されている。

また、大麻の有効成分の抽出・濃縮については、比較的容易に行うことができる。

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|-----------------------|------------------|-----------------|-------------------------|
| 管理コード | | プロジェクト名 | 国産ヘンプによる中山間地域産業振興プロジェクト |
| 要望事項 (事項名) | 産業用大麻種子の輸入規制緩和 | 都道府県コード | 16 富山県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1128011 |
| 提案主体名 | とやま中山間地利用促進フォーラム | | |

| | |
|-------------------|---|
| 規制の所管・関係省庁 | 厚生労働省 経済産業省 |
| 根拠法令等 | <ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知) |
| 制度の現状 | <p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | <p>麻薬成分が著しく少ない(麻薬成分 THC 含有率 0.3%以下)ヨーロッパの産業用大麻草種子の輸入に関して、加熱による発芽不能処理を行わない種子を入手可能にする。産業用大麻の種子入手に関しては、唯一、栃木県の農業試験場が、トチギシロという低 THC の品種の育種・管理をしている。今のところ、この農業試験場は、県外の農家への種子の提供を拒否している。そのため、栃木県以外で大麻種子を確保することが難しい。熱処理されていない大麻種子の輸入を可能にし、大麻栽培農家の生産活動を容易にしてほしい。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>富山県内においては、かつて麻袋(主に米用保存袋)生産量が国内随一であったり、また福光麻布という極めて良質な麻布を生産し、大麻栽培は地域産業として大いに活況を呈していた。大麻草は、縄文時代より衣食住全てにわたり生活を満たしてきた日本古来の伝統種であり、また最近では、ヘンプと呼ばれ、注目のエコ素材として様々な分野で活用されている。その栽培においては、肥料農薬を特に必要とせず、荒地を好み、栽培が極めて容易である。今日、県内では鳥獣(特に猿、猪、熊)による農作物および人的被害は深刻な問題であり、中山間地においては、食料となる作物の栽培が出来なくなり、農業を継続できず、里山の荒廃を一層加速させる原因になっている。耕作放棄された中山間地の活用は、大きなテーマである。大麻草栽培による耕作利用と、かつての地域産業を時代に合わせた形で復活させることにより、中山間地が抱える問題を解決し、新たな産業振興と雇用創出を目指すものである。また、ヘンプに関する市場ニーズは年々拡大しているものの、国内での作付面積は 10ha 程度にすぎない。本格的に工業製品用の大麻栽培を行なおうとする場合、その種子は輸入に頼らざるを得ないものの、種子を輸入する場合、発芽不能処理をすることが義務付けられており、事業化は事実上不可能である。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| <p>再検討要請</p> <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | | |
| <p>提案主体からの意見</p> <p>「大麻の幻覚成分である THC は、微量の摂取でも精神作用が発現する」という回答の、日本での実例や医学的根拠を示してください。産業用大麻である 低 THC 品種は、EU 諸国で 10 年、カナダで 8 年の商業栽培実績があり、薬物乱用につながったという報告はありません。医学的根拠と海外の実用的経験を踏まえた種子輸入の基準と、大麻の運用規則を定めることは十分可能だと考えます。先進諸外国にでき、日本だけ運用制度がつかれないという根本的理由が理解できません。新たなバイオマス資源の利用可能性を封じ、「薬物乱用防止」以外の回答ができないということは、諸外国の行政組織より能力が劣っていると理解してもよいでしょうか。</p> | | | | |
| <p>再検討要請に対する回答 「措置の分類」の見直し C 「措置の内容」の見直し —</p> <p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p> | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| <p>再々検討要請</p> | | | | |
| <p>提案主体からの再意見</p> | | | | |
| <p>再々検討要請に対する回答 「措置の分類」の再見直し C 「措置の内容」の再見直し —</p> | | | | |

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|---------------|----------------------|----------|---------|
| 管理コード | | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 産業用大麻草の種子についての輸入規制緩和 | 都道府県コード | 21 岐阜県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1143010 |
| 提案主体名 | 岐阜県産業用麻協会 | | |

| | |
|------------|---|
| 規制の所管・関係省庁 | 厚生労働省 経済産業省 |
| 根拠法令等 | <ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知) |
| 制度の現状 | <p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | <p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC 含有率 0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギシロ」(栃木農業試験場が品種改良した低 THC 品種)に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取扱者指導要領:第 5 の 2) 古来、国内で栽培されている繊維採取目的の品種は低 THC ですが、わずかながら THC を含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危惧しており、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になっています。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発され毎年 THC 濃度の管理もされている、0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。</p> <p>岐阜県産業用麻協会はバイオマス資源の活用により自然の循環に逆らわない産業構造や持続可能な社会への転換に麻(産業用大麻草)を取り上げ岐阜県中心に活動している市民団体です。(以下、麻という)県の伝統産業と麻の応用から新たな産業利用を促進すること、また県内に色濃く残る麻の文化・技術を伝承することから地域の活性化をはかり、地域の自立と関連産業の創出に期待します。</p> <p>規制の緩和が実現され、麻の有効利用(栽培)が可能となりましたら、現在、他県や輸入に頼っている麻原料を県内産に切り替え、岐阜県政推進である『活力ある地域づくり』を地産地消をキーワードに市民の手により進めます。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|---|-------------|---|-------------|---|
| <p>再検討要請</p> <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | | |
| <p>提案主体からの意見</p> <p>当協会では低 THC(0.3%未満)のものであれば精神作用(心理的作用ではない)が現れない科学的根拠や海外での政府による規制管理体制のもと健全な運用が来ている事実に基づいて提案したが、「THC の含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる」との回答である。国内において産業用大麻で精神作用が現れた研究書や乱用につながった事例があれば回答願いたい。また、産業用大麻品種の国際的な基準を THC 含有量 0.3%未満と設定したのか？国内の文献がないので海外の文献に頼らざるを得ないが参考資料として補足するので一読のうえ産業用大麻品種が乱用の危険性があるか再考願いたい。</p> | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |
| <p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p> | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|---|--------------|---|--------------|---|
| <p>再々検討要請</p> <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | | |
| <p>提案主体からの再意見</p> <p>「大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である」とありますが判別が困難なのは日本国の法的・技術的問題であり、現在、国内で生産が困難な食料・エネルギー(石油)など輸入に頼り切っている日本国の現状をかんがみれば、低 THC 品種の管理・栽培が国内で困難である以上、EU 及びカナダ等の政府公認種子会社が THC 管理する大麻草種子輸入に頼ってみてはどうか？</p> | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し | — |
| <p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。よって、我が国においても、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象とする必要がある。</p> | | | | |

なお、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻が、ヨーロッパ諸国に流通したと推定されている。

また、大麻の有効成分の抽出・濃縮については、比較的容易に行うことができる。

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|-----------------------|-----------------|-----------------|---------|
| 管理コード | | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 産業用大麻の種子の輸入規制緩和 | 都道府県コード | 34 広島県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1188010 |
| 提案主体名 | 有限会社イー・コーポレーション | | |

| | |
|-------------------|---|
| 規制の所管・関係省庁 | 厚生労働省 経済産業省 |
| 根拠法令等 | <ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知) |
| 制度の現状 | <p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p> |

| | |
|------------------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | <p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC 含有率 0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>国内における産業用大麻の耕作面積は 10ha 程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>広島県では、大朝町(昔は大麻町)、安佐南区(旧佐東町)など麻に由来した地名があり、麻づくり(広島市教育委員会)によると戦前は国内でも有数の産地であったことが伺える。戦後、発展した化学繊維によって、その歴史的な役割は終わったかに見えたが、特に佐東町史によると「農業が大自然の新陳代謝能力を輪廻応用する生産技術であり、資源有限を、資源無限に延長する職責を担うものである以上、麻栽培が復活する機会が、永久に来ないと考えるよりも「歴史は繰り返す」事実を待つべきかもしれない」とあり、地球環境と地域活性化のための機会が2007年現在、再び来たと解釈できる。諸外国のように大規模栽培できない広島では、中山間地域のために国産麻の実原料の供給を担うことを計画している。幸いなことに「あずま」と呼ばれる鯛、いわしなどの小魚の中に炒った麻の実とおからの煮物を詰めたものが郷土料理にあり、これらを背景にした新しい食品産業をつくりだしていきたい。県内に栽培農家がないため、種子は海外からの輸入になってしまうが、現在の規制によって、次世代に広島の歴史を受け継ぐ事業ができないのは非常にもったいないことである。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| <p>再検討要請</p> <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | | |
|---|-------------|---|-------------|---|
| <p>提案主体からの意見</p> <p>① THC が 0.3%未満であっても精神作用が発現した日本の実例や根拠を示して欲しい。</p> <p>② 低 THC 品種は、EU 諸国で 10 年、カナダで 8 年の商業栽培経験があり、薬物乱用につながったという報告はない。科学的根拠と海外の実用的経験を踏まえた種子輸入の基準と運用規則を定めることは十分可能ではないか。</p> <p>③ 私たちは官庁に組織的・体質的問題があることを認識している。これは薬物政策以前の問題であり、諸外国ができ、日本だけ産業用大麻に関する制度がつかれないという根本的理由にはならない。よって薬物乱用防止の観点以外の回答ができない場合は、諸外国の行政組織より能力が劣っていると理解してもよいか。</p> | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |
| <p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p> | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| <p>再々検討要請</p> | | | | |
|--------------------------|--------------|---|--------------|---|
| <p>提案主体からの再意見</p> | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し | — |
| | | | | |

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|-----------------------|----------------------|-----------------|---------|
| 管理コード | | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 産業用大麻の種子の輸入規制緩和 | 都道府県コード | |
| | | 提案事項管理番号 | 3007010 |
| 提案主体名 | NPO 法人設立準備団体 麻姑山ヘンプ会 | | |

| | |
|-------------------|---|
| 規制の所管・関係省庁 | 経済産業省 厚生労働省 |
| 根拠法令等 | <ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知) |
| 制度の現状 | <p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | <p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC 含有率 0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>国内における産業用大麻の耕作面積は 10ha 程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>①持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用でき、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| <p>再検討要請</p> <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | | |
|--|-------------|---|-------------|---|
| <p>提案主体からの意見</p> <p>②大塚製薬の事例のように大麻成分の医療利用の有用性が注目され、沖縄製薬(株)を通じて研究し、産業振興に役立てるための規制緩和を要望している。同じ国内の製薬会社が日本の規制のために海外で研究するのは有用な医薬シーズを失うことを意味する。有用な医薬シーズを日本で研究できない理由についてご回答願いたい。</p> <p>(①は厚生労働省に対する意見)</p> | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |
| <p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p> | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| <p>再々検討要請</p> | | | | |
|--------------------------|--------------|---|--------------|---|
| <p>提案主体からの再意見</p> | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し | — |
| | | | | |

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | | |
|---------------|---------------------|----------|---------|--|
| 管理コード | 1159010 | プロジェクト名 | | |
| 要望事項 (事項名) | 産業用大麻の種子の輸入規制緩和 | 都道府県コード | 13 東京都 | |
| | | 提案事項管理番号 | 1159010 | |
| 提案主体名 | 株式会社ニュー・エイジ・トレーディング | | | |

| | |
|------------|--|
| 規制の所管・関係省庁 | 厚生労働省 経済産業省 |
| 根拠法令等 | <ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け麻薬一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知) |
| 制度の現状 | <p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | <p>大麻の種子の輸入にあたって、海外で脱穀され熱処理されたものについては、麻薬取締部の発芽試験などを簡素化あるいは省略できるようにし、通関を迅速にすることで事業運営に支障のないように規制を緩和していただきたい。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>当社は大麻の種子を加工して、食用として販売したり、大麻の種子を使用したレストランを経営しているものである。経済産業省薬発第708号通達によれば、「大麻の違法な栽培を防止するため、輸入する種子については発芽不能処理を行うこととしている」が、通達が出された当時には、大麻種子の熱加工食品は存在しなかった。ナッツと呼ばれるこれら製品は目でみても発芽不能であるとわかるにもかかわらず、この通達があるために、財務省税関では麻薬取締部が発行する証明書を必要としている。麻薬取締部の発芽試験には7～10日間かかり、その間、貨物が税関で留め置きされるなど事業の障害となっている。</p> <p>大麻の粉や油は麻薬取締部と税関の判断により証明書は不要となっているが、海外で脱穀され熱処理済み加工食品についても、厚生労働省、財務省(税関)が判断できるように規制を緩和していただきたい。なお熱処理、脱穀したものの非発芽試験については輸出国の公的な証明書を提出することで確認することができる。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|--|-------|---|-------|---|
| <p>発芽可能な大麻の種子の流通は、国内における大麻の不法栽培及び乱用拡大につながるおそれ大きいことから、未然に防止する必要がある。したがって、たとえ輸出国の公的機関が発行した熱処理証明書とともに輸入された大麻の種子及び脱殻後の大麻の種子であっても、我が国の麻薬取締部において発芽不能であることを確認することが必要不可欠である。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|-------------|-------------|---|-------------|---|
| 再検討要請 | | | | |
| 提案主体からの意見 | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |
| | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|--------------|--------------|---|--------------|---|
| 再々検討要請 | | | | |
| 提案主体からの再意見 | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し | — |
| | | | | |

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | | |
|---------------|--------------------------|----------|---------------|--|
| 管理コード | 1110100 | プロジェクト名 | 花火特区による交流人口増加 | |
| 要望事項 (事項名) | 火薬類取締法における 第二十三条（取扱者の制限） | 都道府県コード | 5 秋田県 | |
| | | 提案事項管理番号 | 1072010 | |
| 提案主体名 | 大曲商工会議所・花火ときめきチーム | | | |

| | |
|------------|--------------------------------|
| 規制の所管・関係省庁 | 経済産業省 |
| 根拠法令等 | 火薬類取締法第23条 |
| 制度の現状 | 18才未満の者は、原則として火薬類の取扱いをしてはならない。 |

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | 火薬類取締法における年齢制限は十八歳以上をむねとしているが、特区内の特定条件下での緩和を許可していただきたい。 |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | 秋田県大仙市は古くより花火に対する文化的認識が高い地域であり、日常的に花火が打ち上げられていたが、は花火を文化認知、観光産業として利用していく上で現行法での年齢制限では若年層の文化継承、観光産業としての花火体験の応用範囲が狭くなり、花火を中心とした街の経済活性を計る上でも障害となっている。年齢制限を特定条件下(特区内花火業者敷地内作業所にて取り扱い責任者立会いの下)にて緩和することによりオリジナル「打ち上げ花火」の作成が可能になり、地域特色を生かした、文化の継承と、オリジナル商品の開発、観光ツアー等の経済的効果が見込まれる。 |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>火薬類取締法では、火薬類の取扱いは非常に危険を伴い、その取扱いを誤ると当事者のみならず、他の第三者にも重大な被害を及ぼすおそれがあるため、第 23 条において 18 歳未満の者が火薬類を取り扱うことを原則として禁止している。18 歳以上としていることに関しては、例えば労働基準法第 62 条において、使用者は満 18 歳に満たない者を爆発性の原料等を扱う業務に就かせてはならないとする規定があるように、その危険性にかんがみれば、火薬類取締法第 23 条の年齢制限は合理的であると考えられる。当該要望に関しては、その製造が特定の作業所において責任者のもとで行うことを条件に許可することを求められているが、これをもって 18 歳未満の者が火薬類を取り扱うことに関して十分な安全性を確保できるか定かではなく、年齢規制の緩和を認めることはできない。なお、本年 6 月には、大仙市の煙火製造所において、従業員の着衣に付着していた火薬が発火し従業員が火傷を負う事故が発生しており、このことから、火薬類の製造作業には危険性を伴うことがうかがい知れるところである。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|--|--------------------|----------|--------------------|----------|
| <p>再検討要請</p> <p>後継者育成の観点から、家内工業で花火を製造する場合については、18歳以下の者に火薬類の取扱を許可できないかご検討いただきたい。</p> | | | | |
| <p>提案主体からの意見</p> | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |
| <p>後継者育成の重要性は理解できるものの、家内工業か否かを問わず、製造所内外の公共の安全確保や年少者の安全確保がまず優先されるべきであり、容易に年齢規制の緩和を認めることはできないと考えている。なお、煙火の製造作業のうち、「玉貼」等の危険性が少ないと認められる作業工程については、火薬類取締法施行規則第 84 条第 1 項第 2 号により、18 歳未満の者に行わせることも可能となっている。</p> | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|--------------------------|---------------------|----------|---------------------|----------|
| <p>再々検討要請</p> | | | | |
| <p>提案主体からの再意見</p> | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し | — |
| | | | | |

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|---------------|------------------------------|----------|---------------|
| 管理コード | 1110110 | プロジェクト名 | 花火特区による交流人口増加 |
| 要望事項 (事項名) | 火薬類取締法における 第二十五条(消費)の規制緩和 | 都道府県コード | 5 秋田県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1072020 |
| 提案主体名 | 大曲商工会議所・花火ときめきチーム | | |

| | |
|------------|--|
| 規制の所管・関係省庁 | 経済産業省 |
| 根拠法令等 | 火薬類取締法第25条 火薬類取締法施行規則第49条 |
| 制度の現状 | <p>火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>ただし、一定の場合にはこの限りでない。</p> <p>※火薬類取締法施行規則の第49条無許可消費数量(打揚煙火関係)</p> <p>6センチ以下の丸玉:50以下</p> <p>6～10センチ以下の丸玉:15以下</p> <p>10～14センチ以下の丸玉:10以下</p> <p>炎管 200本以下の仕掛け:一台 等</p> |

| | |
|-------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | <p>火薬取締法 第25条(消費)事項の規制緩和(火薬類取締法施行規則の第49条無許可消費数量の規制緩和)。</p> <p>特区内での花火打ち上げに対し、火薬類取締法施行規則の第49条無許可消費数量の規制を</p> <ul style="list-style-type: none"> * 6センチ以下の丸玉 100以下 * 6～10センチ以下の丸玉 30以下 * 10～14センチ以下の丸玉 20以下 * 炎管 300本以下の仕掛け一台 <p>に緩和していただきたい。現在、「花火の街」として毎年観客増加傾向にあり地域内花火消費量と機会要求に規制が合致していない。</p> <p>現行 火薬類取締法施行規則の第49条無許可消費数量における打</p> |
|-------------|---|

| | |
|-----------------|---|
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>秋田県大仙市は古くより花火に対する文化的認識が高い地域であり、日常的に花火が打ち上げられていたが、現行法での規制数量では花火業者が日常的に打ち上げられる数が制限されており地域内の需要に即応できない。商工会議所や NPO 法人、TMO 等が花火を中心とした街の経済活性を計る上でも障害となっている。消費量許可数量制限を緩和することにより、地区内花火の消費量が拡大し、花火業者のみならず「花火の街」としての花火大会の数も増加することが見込まれ、それに伴う観光客の増加と通年分散化が可能となります。また、日本の花火のその芸術性と安全性は近年ますます高くなり現行法規制の緩和は花火文化飛躍発展に障害となっている。</p> |
|-----------------|---|

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>火薬類取締法施行規則第 49 条で定めている無許可消費数量については、消費する者のみならず周辺の者の安全も確保するという保安上の観点から、現状において容認しうる上限を定めたものである。現在無許可としている消費数量にあっても、全く危険性がないわけではなく、事実昨年度も無許可消費に係る事故が3件発生しており、こうした点も勘案すると、これ以上上限を緩和する合理的な理由が存在しない。</p> <p>なお、無許可消費数量を超えて都道府県知事の許可を要する場合にあっても、都道府県知事の許可はその裁量の範囲内で包括的に運用されている事例もあることから、許可権者である秋田県へ相談されたい(なお、各自治体の状況等を知りたい場合は、保安課まで御相談いただきたい)。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| <p>再検討要請</p> <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | | |
| <p>提案主体からの意見</p> <p>火薬の消費に関しては、たとえ少量でも危険であるのは当然だが、花火の打ち上げ並びに打ち上げ花火自体等については経済産業省や各自治体の指導、関係業界の技術進歩によって法令が定められたときより格段と安全性が上がっている。花火の大会の多様化に歯止めがかかっている状況は、花火を観光資源とし、花火による交流人口の増加を計る地域にとり非常に残念なことである。花火の無許可消費数量の見直しを計る事は全国のイベントやアミューズメントパークでの花火消費の拡大、交流人口の拡大が見込まれ経済活性につながる。長年の実績と花火文化が息づく当地域を規制緩和地の第一歩の地として検討していただきたい。</p> | | | | |
| <p>再検討要請に対する回答 「措置の分類」の見直し C 「措置の内容」の見直し —</p> <p>無許可消費数量については、安全確保の上で合理的な理由が存在しないため、これ以上上限を緩和することはできないと考えている。なお、花火大会の多様性や煙火消費拡大という点については、消費許可に係る運用面により改善される点も多いと考えられることから、県に相談されたい。</p> | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| <p>再々検討要請</p> <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> <p>また、提案者が県に相談する際に参考となる資料をご提供いただきたい。</p> | | | | |
| <p>提案主体からの再意見</p> <p>前回提案で秋田県との個別交渉を行ってみたが、対応が鈍く苦慮している。また、県はなにかと「国」を出しての話となるので話が進まない。大仙市自体は提案に前向きである。許可打ち上げの数量緩和については十分な安全確保が必要であるということなので、特区内の打ち上げ業者に特定し、なおかつ過去の事故歴(打ち上げ業者)などを勘案した審査を行ったうえで、審査に合格した業者に許可を与える方式での緩和が出来ないか検討していただきたい。審査基準案を補足資料に添付する。</p> | | | | |
| <p>再々検討要請に対する回答 「措置の分類」の再見直し C 「措置の内容」の再見直し —</p> | | | | |

前回は回答しているとおり、無許可消費数量の上限を緩和することについては、安全確保の上で合理的な理由が存在しないことから、これ以上の緩和をすることはできないと考えている。御提案いただいている、過去の事故歴などを勘案した審査に合格した業者に対して消費数量を緩和し許可を与える方式についても、確実に安全を確保する合理的な措置とは認められない。

ただし、現行においても、都道府県が個々具体の状況に応じ、安全性等を考慮した上で一定期間の包括的な消費許可を行うことは可能であることから、許可権者である秋田県とご相談いただきたい。なお、各自治体の状況等、県に相談される際に必要な資料・情報等がある場合は、保安課まで御相談いただくことは可能である。

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | | |
|---------------|--|----------|---------|--|
| 管理コード | 1110120 | プロジェクト名 | 種子島鉄砲特区 | |
| 要望事項 (事項名) | 南種子町(古式銃)鉄砲隊による火縄銃発射の日程 や時間の変更にも迅速に対応できるよう関係法令の 一部改定 | 都道府県コード | 46 鹿児島県 | |
| | | 提案事項管理番号 | 1161020 | |
| 提案主体名 | 種子島U・Iターンサポートセンター | | | |

| | |
|------------|--|
| 規制の所管・関係省庁 | 警察庁 経済産業省 |
| 根拠法令等 | 火薬類取締法第25条、第50条の2 |
| 制度の現状 | <p>もっぱらけん銃等又は猟銃に使用される実包等に関しては、法第25条中「経済産業省令」とあるのは、「内閣府令」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。古式銃砲に使用し又は使用させることを目的とする空包、銃用雷管又は政令で定める火薬の譲渡、譲受け、輸入又は消費についても、同様。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | <p>火縄銃(古式銃)の発射において、現状の法令では、南種子町鉄砲隊・南種子町役場が都道府県知事に火薬の消費について届け出を行い、許可を受けて消費することとなっている。</p> <p>そこで、許可申請から許可を受けるまでの時間が短縮されるよう、南種子町においては、同手続きの簡略化、若しくは届け出制にしていだけるよう経済産業省令など関係法令の一部改定をお願いするものです。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>現在、お祭りなどのイベント時に南種子町(古式銃)鉄砲隊が種子島と呼ばれる火縄銃の(空砲)試射を行い観光客やお祭りに参加した人々に見学していただいています。しかし、雨が降ると試射も出来なくなることやイベントの日程が急遽変更になった場合などに、火薬類取締法、経済産業省令による火薬の消費に関する届け出と許可までに一ヶ月程度かかることから、間に合わない場合が少なからずあります。そこで、同許可申請から許可証の交付までの手続きを簡略化、若しくは届け出制としていただくことで、観光客を含めて、より多くの機会で見学していただき、歴史の一頁に思いを馳せながら、一人でも多くの人々に楽しんでいただきたいと考えております。そうすることで種子島の観光資源がより多くなり、結果として交流人口の増大にも寄与すると思われれます。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | E | 措置の内容 | — |
|--|-------|---|-------|---|
| 古式銃用火薬類に係る消費については、火薬類取締法第 50 条の 2 により許可権者が都道府県公安委員会となっていることから、警察庁からの回答を参照されたい。 | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|-------------|-------------|---|-------------|---|
| 再検討要請 | | | | |
| | | | | |
| 提案主体からの意見 | | | | |
| | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | E | 「措置の内容」の見直し | — |
| | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|--------------|--------------|---|--------------|---|
| 再々検討要請 | | | | |
| | | | | |
| 提案主体からの再意見 | | | | |
| | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | E | 「措置の内容」の再見直し | — |
| | | | | |

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|---------------|----------------------|----------|---------|
| 管理コード | 1110130 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 商工会議所法に係る許認可権限の県への移譲 | 都道府県コード | 34 広島県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1082020 |
| 提案主体名 | 広島県 | | |

| | |
|------------|--|
| 規制の所管・関係省庁 | 経済産業省 |
| 根拠法令等 | 商工会議所法施行令第7条 |
| 制度の現状 | <p>商工会議所制度の統一的な運用を図るため、商工会議所に係る許認可(設立の認可、定款変更の認可等)は国が権限を有している。</p> <p>一方、これまでの地方分権の潮流を踏まえ、事務所の所在地に関する定款変更等、軽微な案件の認可権限は、商工会議所法施行令第7条により、都道府県知事に権限移譲を行っているところ。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | <p>商工会議所法に関する事務は、国と県で権限が分散していることから、地方公共団体(県又は基礎自治体)において、一括処理できるようにすること。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>【実施内容】</p> <p>商工会議所法に関する事務を地方公共団体(県又は基礎自治体)において一元的に実施することにより、二重行政を廃止し、簡素で効率的な行政サービスの提供が可能となる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>商工会議所法に関する事務は、国と県で権限が分散している。</p> <p>現在、国が所管している権限のうち、国際的・広域的な見地からの判断・調整や、全国的に一定水準、同質な組織・事業運営の維持が必要と思われる事項は、①輸出品の原産地証明に関する権限、②都道府県をまたがる合併に関する権限のみである。</p> <p>それ以外の権限については、現在、定款変更の認可権限についてのみ検討を進めるとの回答がなされているが、地方分権改革推進法により、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体へゆだねることを基本として国は地方公共団体への権限移譲の推進を行う等の措置を講ずるとされており、地方分権における役割のあり方を踏まえ、他の権限についても同様に地方公共団体(県又は基礎自治体)に早期に移譲すべきである。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図るだけでなく、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与すべき使命を担った組織である。商工会議所の事業はその地区内にとどまらず、税関手続の簡素化に関する国際条約に基づく輸出品の原産地証明や、国際的な商事取引の紛争に関するあっ旋、調停又は仲裁を行うなど、広域的、国際的な事業活動を行っている。</p> <p>こうした、商工会議所法に係る許認可権限については、平成17年度に商工会議所等と調整を行い、検討を行った結果、定款変更については、実態調査をし、必要に応じ所要の見直しをすることとした一方で、それ以外の許認可権限については、引き続き国に権限を残すべきとの結論に至ったところである。</p> <p>これは、前述のような商工会議所の有する広域性・国際性等の性格に鑑み、国際的にみても高い信頼性を得るためには、全国の商工会議所の同質性を確保することが重要だと考えているからであり、商工会議所の組織の根幹に関わる許認可は、国が行うべきものである。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| <p>再検討要請</p> <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | | |
|--|-------------|---|-------------|---|
| <p>提案主体からの意見</p> <p>全国の商工会議所の同質性の確保については、商工会議所法や政令に規定される手続きや基準によって担保されるものとする。</p> <p>これらの規定に基づく許認可権限については、二重行政を廃止すべく、地方公共団体への移譲を引き続き検討いただきたい。</p> | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |
| <p>商工会議所に係る許認可の権限については、まず、平成19年度中に行う定款変更に関する認可の実態調査及び検討が必要と考えている。</p> <p>なお、「商工会議所」の名称使用許可の権限については、主に全国的な事業を行う在日の外国経済団体が対象であるので、都道府県に権限移譲することは不適切と考える。</p> | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| <p>再々検討要請</p> <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | | |
|--|--------------|---|--------------|---|
| <p>提案主体からの再意見</p> <p>定款変更、「商工会議所」名称使用以外の許認可権限についても、個別に精査し、地方公共団体への移譲について引き続き検討いただきたい。</p> | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し | — |
| <p>名称使用、定款変更以外の認可等の権限については、例えば、設立の認可の要件として「定款の内容が法令に違反しない」旨規定されている等、法体系上、定款変更の認可権限と直接間接に関係があり、まず、平成19年度中に行う定款変更に関する認可の実態調査及び検討が必要と考える。</p> | | | | |



11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|---------------|-----------------------|----------|---------|
| 管理コード | 1110140 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 大規模小売店立地法に係る条例制定権の見直し | 都道府県コード | 34 広島県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1082090 |
| 提案主体名 | 広島県 | | |

| | |
|------------|--|
| 規制の所管・関係省庁 | 経済産業省 |
| 根拠法令等 | ・大規模小売店舗立地法第3条第2項 ・地方自治法第252条の17の2 |
| 制度の現状 | <p>地方自治法第252条の17条の2は、「都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することができる」と規定している。</p> <p>他方、大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」という)第3条第2項は、「都道府県は(中略)条例で、周辺の地域の生活環境の保持に必要かつ十分な程度において、同項の基準面積に代えて適用すべき基準を定めることができる」と規定していることから、基準面積に代わる基準を定める権限は条例制定権者たる議会に属するものとされている。</p> <p>このため、現行制度では、大店立地法第3条第2項に規定される権限については、地方自治法第252条の17条の2に基づいて市町村に移譲することはできない。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | <p>大規模小売店舗の新設等に関する届出の基準面積等の条例制定について、地域の実情に応じて基礎自治体で行えるよう制度の見直しを行うこと。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>【実施内容】</p> <p>基礎自治体で一連の事務を自己完結的に実施することにより、地域の実情に応じた自主的かつ効率的な取組みが可能となる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>基礎自治体は、住民に身近な行政主体として、地域の実情に応じた適切な判断が可能であることから、本県では、大規模小売店舗立地法に係る都道府県知事の事務を特例条例により、基礎自治体に移譲している。</p> <p>しかし、大規模小売店舗立地法第3条の「県条例制定による届出基準面積に関する面積変更」事務は、特例条例で移譲できないため、基礎自治体で一連の事務を実施できるよう、例えば特例措置の規定を設けるなどの見直しが必要である。</p> <p>地方分権改革推進法により、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体へゆだねることを基本として国は地方公共団体への権限移譲の推進を行う等の措置を講ずるとされており、地方分権における役割のあり方を踏まえ、一部の権限を県に残すのではなく、市町が全ての事務を自己完結的に処理できるよう提案する。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|--|-------|---|-------|---|
| <p>大店立地法第3条第2項により「前項の基準面積を超える他の基準面積とすることが適切であると認められる区域」すなわち条例で規制を緩和できる基準及び区域としては、一般的には周辺の生活環境に影響を与え得る規模の店舗ではあっても、都市再開発等が計画的に行われているなど、周辺の開発状況、道路の整備状況、住居の立地状況等の地域的な特性に照らして、国が定めた基準よりも大きな店舗が店舗しても、周辺生活環境に悪影響を及ぼすおそれがないと判断できる区域を想定している。</p> <p>本条項は、法律の規制適用対象であるか否かを確定する(条例で定める基準以下の大型店は法の規制対象外となり、仮に周辺生活環境に問題が生じる場合であっても住民は何らの対応もできなくなる)ための特に重要な事項であることから、民意を反映する手続である条例で規定することとしているものである。また、大型店が生活環境に及ぼす影響については、市町村境に立地する場合など大型店の立地場所によっては1市町村のみでは判断することが適当でないケースもある。このような点を踏まえ、法の適用範囲の確定にあたっては、他の条項以上に、都道府県等による広域的な観点から判断することが不可欠であり、他の都道府県の権限を市町村に事務委譲した場合であっても、本条項の都道府県議会の権限を安易に市町村議会に委譲することは適当でないと考えられる。なお、大店立地法は法施行後7年を経過したが、第3条第2項の規定の活用実績はこれまでに一件もなく、また、具体的に指定を検討している事例についても承知していない。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|---|---|---|-------------|---|
| 再検討要請 | <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | |
| 提案主体からの意見 | <p>大店立地法の保護法益である「周辺地域の生活環境の保持」は極めて地域性の高い事柄であり、地域の民意を反映する市町の議会であれば、地域の実情に応じた基準面積の決定が可能であると考えられる。</p> <p>市町村境の立地の問題点は、必要に応じて隣接する市町に意見照会する等により、適切な法律運用が可能であると考えている。</p> <p>また、近年の市町村合併の進展により、市町域は大幅に広域化しており、一定程度広域的な観点からの法律運用は可能となっていると考えられる。</p> <p>以上のことから、「まちづくり」の主体である市町が、全ての運営事務を自己完結的に実施できるよう、条例制定権について重ねて提案するものである。</p> | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |
| <p>措置の概要に記述した点の他、全国的な権限委譲については、本法を含むまちづくり三法の見直しについて検討を行った審議会(産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会商業部会合同会議)などの議論において、規制を受ける小売業者からは、地方の独自の運用を懸念する声が強いなど市町村への権限委譲を望んでいないのが実情である。</p> <p>他方で、都道府県が地方自治法に基づき市町村に大店立地法の事務を委譲することを可能としている場合に、市町村からの申し出がないなど市町村が積極的に本法の事務を行う意思を有していないことも少なくない。</p> <p>以上のような状況に鑑みれば、一律に市町村に事務を委譲することは適切ではなく、地方自治法第252条の17の2を活用して、都道府県の一定の関与を残した上で事務を担おうとする意思と能力のある市町村に対して都道府県が権限を委譲できることとする、市町村にも選択権のある現行の体系が適当である。</p> <p>なお、1)大店立地法に関する事務(議会に委任されている法3条2項を除く。)については、地方自治法第252条の17の2に基づく条例により18の市町村が担当することとされたところであり、その運用状況を注視するとともに、2)市町村が本法の事務の委譲を都道府県に求めた際に都道府県が対応していないケースがあるか否か、都道府県議会に委任している条例</p> | | | | |

(法3条2項)について具体的な活用の検討の有無や市町村議会に権限を委譲すべきとの要請があるか否かなどについては、必要に応じ情報収集していくこととしたい。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。

提案主体からの再意見

本県では、大店立地法の知事の権限に属する事務について、平成17年度から市町の要望に基づき、順次市町への移譲を進めているところであるが、市町との協議の中で、条例制定権も含めて移譲すべきとの意見が出されるなど、当該事務を自己完結的に実施できるよう制度改正を求める声がある。

現時点では、市町から独自の基準を設けたい旨の具体的な提案はないものの、地方分権推進の観点から、市町において当該事務が自己完結的に実施できるよう、条例制定権の移譲について、制度の見直しを検討していただきたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

—

大店立地法第3条第2項は、条例で法律の規制対象を緩和するものであり、法の適用範囲の確定にあたっては、他の条項以上に、都道府県による広域的な観点から判断することが不可欠。また、大店立地法は法施行後7年を経過したが、第3条第2項の規定の活用実績はこれまでに1件もなく、具体的な検討を行っている事例も承知していない。なお、本条項の具体的な活用の検討の有無等については、必要に応じて情報収集していくこととしたい。

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|---------------|-------------------|----------|---------|
| 管理コード | 1110150 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 工場立地法に係る条例制定権の見直し | 都道府県コード | 34 広島県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1082100 |
| 提案主体名 | 広島県 | | |

| | |
|------------|---|
| 規制の所管・関係省庁 | 経済産業省 |
| 根拠法令等 | 工場立地法第4条の2第1項 |
| 制度の現状 | <p>都道府県(政令指定都市を含む。)は、国が定める準則に代えて、別途、緑地及び環境施設面積の敷地面積に対する割合について、国が定める基準の範囲内において条例を制定し、適用することができる。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | <p>特定工場の新設等に関する届出の基準面積等の条例制定について、地域の実情に応じて基礎自治体で行えるよう制度の見直しを行うこと。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>【実施内容】</p> <p>基礎自治体で一連の事務を自己完結的に実施することにより、地域の実状に応じた自主的かつ効率的な取組みが可能となる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>基礎自治体は、住民に身近な行政主体として、地域の実情に応じた適切な判断が可能であることから、本県では、工場立地法に係る都道府県知事の事務を特例条例により、基礎自治体に移譲している。</p> <p>しかし、工場立地法第4条の2の「県条例制定による緑地面積率等の地域準則制定」事務は、特例条例で移譲できないため、基礎自治体で一連の事務を実施できるよう、規定を設けるなどの見直しが必要である。</p> <p>地方分権改革推進法により、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体へゆだねることを基本として国は地方公共団体への権限移譲の推進を行う等の措置を講ずるとされており、地方分権における役割のあり方を踏まえ、一部の権限を県に残すのではなく、市町が全ての事務を自己完結的に処理できるよう提案する。</p> <p>なお、今年、新たに制定された企業立地促進法により、工場立地法の特例措置として、基礎自治体において基準設定のための条例制定を可能とする制度が設けられたが、あらかじめ地域を特定し国の同意を得る必要があるため、対象となる自治体及び地域が限定的となり、手続き上も県や国の関与が必要となるなど、各自自治体が各自の判断で運用するには、問題が残されているものと考えている。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | D | 措置の内容 | — |
|--|-------|---|-------|---|
| <p>工場立地法第4条の2においては、都道府県(政令指定都市を含む。)が、国の準則に代えて、管内市町村等の実情に応じた緑地面積率、環境施設面積率を設定する地域準則条例を定めることができることとなっている。</p> <p>しかしながら、県域における各市町村の実情に応じた緑地面積率等を設定した条例はなく、そのような条例を制定することは難しいとの意見も見られた。こうした状況を踏まえ、産業構造審議会地域経済産業分科会において、地域の実情に応じた緑地面積率等の設定がより一層可能となるよう制度の検討を行い、これを踏まえ、本年6月11日に施行された「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。)」において、工場立地法の特例(第10条～12条)を設けることにより、都道府県及び市町村が基本計画の中で定める「企業立地重点促進区域」の存する市町村が、国の準則又は都道府県の地域準則に代えて当該区域に適用する緑地面積率、環境施設面積率を条例で定めることができるよう措置したところである。</p> <p>ご指摘のケースについては、新たに講じられた当該特例措置を活用することにより、各市町村が主体的な判断により条例を定めることは、現状においても可能である。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| <p>再検討要請</p> <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | | |
| <p>提案主体からの意見</p> <p>企業立地促進法については、次の点から問題が残されているものと考えている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 都道府県及び市町村が基本計画を定め、国の同意を得た上で、更に市町で条例制定を行うことになり、基礎自治体以外の関与の度合いが強く、また、手続きが煩雑である。 ② 基本計画の中で定める「企業立地重点促進区域」の設定される市町村のみが対象となり、限定的である。 ③ 基本計画の期間が満了となると、原則市町の定めた条例が失効となることから、今回の措置は一時的なものであり、地域の実情を踏まえて中長期的な観点で基準を設定することができる制度とは言い難い。 | | | | |
| <p>再検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の見直し D 「措置の内容」の見直し —</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 企業立地促進法では、地域が主体的に作成した基本計画に対しては、国は速やかに同意を行うこととしており、市町村にとって、その手続きが煩雑になるとは考えられない。 ② 工場立地法の特例を適用したいと考える市町村は、基本計画を策定することでそれが可能となるため、限定的とは考えられない。 ③ 基本計画の期間について、必要に応じて変更(延長)申請がなされた場合、同じく地域の主体的取組として、国は基本的に同意すると考えられるため、当該特例措置が一時的なものであるとは言い難い。 <p>以上のことから、当該特例措置を活用することにより、各市町村が主体的な判断により条例を定めることを期待する。</p> | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| <p>再々検討要請</p> <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | | |
| <p>提案主体からの再意見</p> | | | | |

- ①基本計画策定のためには地域産業活性化協議会を設立する必要があり、計画の内容も多岐にわたるため、基礎自治体の独自判断による条例制定と比較すると、手続きは煩雑になると言わざるを得ない。
 - ②集積業種及び集積促進地域の面積が制限されるため、限定的と言わざるを得ない。
 - ③計画期間は延長可能とは言え、期間の定めがあることは明確であり、一時的措置と言わざるを得ない。
- 以上のほか、企業立地促進法の側面的効果としてではなく、地方分権の本旨に鑑み、基礎自治体が独自の判断で基準設定できる制度となるよう検討いただきたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

D

「措置の内容」の再見直し

—

- ①企業立地促進法では、地域が主体的に作成した基本計画に対しては、国は速やかに同意を行うこととしており、市町村にとって、その手続きが煩雑になるとは考えられない。
- ②基本計画策定においては、工場立地法の特例を適用したいと考える市町村の意向も当然に反映されることから、基本計画に記載される集積促進区域及び企業立地重点促進区域が限定的であるとは考えられない。
また、工場立地法の特例措置を適用できる業種は、工場立地法の規制対象となる業種であり、集積業種に限定されるものではない。
- ③基本計画の期間について、必要に応じて変更(延長)申請がなされた場合、同じく地域の主体的取組として、国は基本的に同意すると考えられるため、当該特例措置が一時的なものであるとは言い難い。
以上のことから、当該特例措置を活用することにより、各市町村が主体的な判断により条例を定めることを期待する。

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|---------------|--|----------|---------|
| 管理コード | 1110160 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 「液化石油ガス販売事業報告」及び「保安業務実施状況報告」への押印または自署署名の省略 | 都道府県コード | 30 和歌山県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1083010 |
| 提案主体名 | 和歌山県 | | |

| | |
|------------|--|
| 規制の所管・関係省庁 | 経済産業省 |
| 根拠法令等 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条及び運用及び解釈(通達) |
| 制度の現状 | 液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者については、毎事業年度経過後三月以内に登録、認可及び許可をした行政機関への報告をすることとしている。 |

| | |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | 現行法施行規則の運用及び解釈(通達)により規定されている報告書への押印または自署署名について、代替の本人確認ができる場合にあっては、省略可能とする。 |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>液化石油ガス販売事業者及び保安業務事業者が、毎事業年度経過後3ヶ月以内に販売契約を締結している一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況等を都道府県等へ報告する「液化石油ガス販売事業報告」及び「保安業務実施状況報告」への押印または自署署名の省略を可能にする。</p> <p>提案理由：</p> <p>類似の報告書である「認定液化石油ガス販売事業者状況報告書」には、液化石油ガス法施行規則で様式が規定されているにもかかわらず、押印等の定めが無く、一方通達により様式が定められている上記2報告については、押印または自署署名が規定されている。</p> <p>このため、本県では、電子申請システム開発を行った際、公的個人認証または商業登記認証を求める手続とせざるを得なかった。結果として、平成17年4月から電子による申請を可能としたが、全く利用されない状況となっている。</p> <p>手続を簡素化することにより、県民の初期負担(電子証明書の発行及びカードリーダー・ライタの導入)が無くなるとともに、利便性の向上が見込める。</p> <p>代替措置：</p> <p>本県が開発している上記2手続の報告について、販売事業者の登録番号または保安機関の認定番号の入力を必須としていることからなりすまし報告ができないシステムとなっている。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | F | 措置の内容 | IV |
|--|-------|---|-------|----|
| <p>「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について」において定められている液化石油ガス販売事業及び保安業務実施状況の報告の様式(様式1, 2)について、押印見直しガイドライン(平成9年7月3日)に照らし、記名又は自署署名を省略可能とできるかについて、代替措置の内容等も踏まえつつ検討する。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|---|-------------|---|-------------|----|
| <p>再検討要請</p> <p>既にガイドラインが示されているということであれば、早期にご検討いただき、提案主体のご意見のとおり、年度中に措置ができるようご対応いただきたい。</p> | | | | |
| <p>提案主体からの意見</p> <p>今般、本県からの提案に対し、「押印見直しガイドライン(平成9年7月3日)に照らし、記名又は自署署名を省略可能とできるかについて、代替措置の内容等も踏まえつつ検討する。」との回答をいただいたところでありますが、対応時期について、本年度中の対応をお願いしたい。</p> | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | F | 「措置の内容」の見直し | IV |
| <p>押印見直しガイドライン(平成9年7月3日)に照らし、記名又は自署署名を省略可能とできるかについて、代替措置の内容等も踏まえつつ、本年度中の対応を目指し検討する。</p> | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|--------------------------|--------------|---|--------------|----|
| <p>再々検討要請</p> | | | | |
| <p>提案主体からの再意見</p> | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | F | 「措置の内容」の再見直し | IV |
| | | | | |

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|---------------|--------------|----------|---------|
| 管理コード | 1110170 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 工業用水道料金の減免措置 | 都道府県コード | 28 兵庫県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1010010 |
| 提案主体名 | 伊丹市 | | |

| | |
|------------|---|
| 規制の所管・関係省庁 | 経済産業省 |
| 根拠法令等 | 工業用水道事業法第17条第3項第4号 |
| 制度の現状 | 工業用水道事業法第17条第3項第4号において、工業用水の料金は特定の者に対し不当な差別的取扱をするものではないこととしている。 |

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | 生産活動に利用しない公共用の雑用水については、利用料金の減免を可能とする。 |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>工業用水道事業は、近年多くの企業の撤退により料金収入が減少し、非常に厳しい経営状況になっており、事業の安定経営の観点から利用促進が急務となっている。そこで一定の利用に限って利用料金を減免することにより、利用を促進し、工業用水道事業の安定的な運営を目指す。</p> <p>現状：工業用水道料金は、適性な原価に照らし公正妥当なものとして、公平性の観点から差別的料金は認められず、特定の事業所への継続的な料金減免などの措置は認められていない。</p> <p>具体的提案：生産活動に利用しない公共用の雑用水について、利用料金の減免を行うことにより、工業用水道の利用促進につなげる。</p> <p>具体的には、歴史的に価値のある伊丹市昆陽池の水質浄化など環境面から生態系を守り財産を将来に引き継いでいくための環境用水として活用することにより、住民の一定の理解を得ると共に工業用水道事業の安定的な運営および企業への支援にもなり、地域への貢献や産業の活性化に結びつくものとする。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>工業用水の利用料金については、工業用水道事業法第17条第3項の規定に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものとして設定されているものであり、特定の者に対して優遇的取扱いを行うことは、通常の利用料金を支払う工業用水道利用者との公平性を失するものであり、不適当だと考える。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| 再検討要請 | <p>工業用水道事業の経営が好転すれば、将来的に工業用水道料金の引き下げに繋がる可能性もあり、既存の需要家にとってもメリットがあるところ。提案のように、他の営利事業などと競合することのない、公共の用途に供することが明白である場合については、料金が減免できるようにご検討いただきたい。</p> | | | |
|---|--|---|-------------|---|
| 提案主体からの意見 | <p>本市の工業用水道事業は、近年多くの企業の撤退等により使用水量が減少し、利用促進にむけ日夜努力しているが、現実には非常に厳しい状況である。そこで経営改善の立場から利用促進の一つの方策として、生産活動に利用しない公共用の雑用水、例えば関西屈指の渡り鳥の名所であり、市民や鳥たちのオアシスとなっている本市昆陽池公園内の自然池の水質浄化等、非常に公共性の高い使用に限って減免使用を認めるということであり、回答にあった特定の者に対する優遇的取扱いではないと考える。また一般利用者との公平性に失するとの指摘については、利用者間で構成する工業用水協議会において承認を得たのち減免するものとし公平性に配慮する。</p> | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | D | 「措置の内容」の見直し | — |
| <p>いただいたご意見によれば、工業用水道施設を利用して工業用水以外の用途に給水することを、恒常的に、また、大量に行うことを予定しているものと想定されます。こうした場合には、工業用水道事業法第6条第1項の規定に基づく、給水能力等の変更の届出を行い、工業用水以外の用途に供する用水を、工業用水道事業法の適用対象外である用水とすることが必要です。これにより、当該用水の利用料の設定については、工業用水道事業法の規定による必要はなくなるものと考えます。</p> <p>この場合において、当該工業用水道施設の布設について、国の工業用水道事業費補助金を利用しているときには、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき、目的外使用に係る各省各庁の長の承認を受ける必要があります。この承認については、補助制度の目的と密接に関連する用途又は公益性の高い用途に用いる等の条件に適合する場合に限り、所要の条件を付して認めることとしており、この扱いについては、個別にご相談下さい。</p> | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| 再々検討要請 | <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | |
|------------|---|--|--|--|
| 提案主体からの再意見 | <p>今回の提案は、単に用水の確保のために工業用水の雑用水を譲り受けようとするものではなく、工業用水道事業の経営が非常に厳しい状況にあるための打開策である。経営改善の立場から利用促進の一つとして公共性の高い環境用水の使用を提案したものであって、事実、昆陽池の池水については、現在、井戸水で十分確保している状況にあり、使用水量は少量でかつ暫定的でも良いと考える。具体的には、利用促進の立場から井戸水に代わって工業用水の使用を考えたものであるが、井戸水より単価の高い工業用水を使用することは一般に市民の合意が得られないため、井戸水単価と同等以下にするための減免措置を提案したものである。</p> | | | |

| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | D | 「措置の内容」の再見直し | — |
|---|--------------|---|--------------|---|
| <p>工業用水道施設を利用して工業用水以外の用途に給水することについては、前回回答したとおり、現行においても対応が可能となっている。</p> <p>なお、本件については、先般提案主体である伊丹市と協議したところであるが、個別具体については引き続きご相談いただくこととしたい。</p> | | | | |

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|---------------|--|----------|---------|
| 管理コード | 1110180 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 播州織産地における外国人研修・技能実習(職種: 織布運転)の滞在期間の延長 | 都道府県コード | 28 兵庫県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1124080 |
| 提案主体名 | 兵庫県 | | |

| | |
|------------|--|
| 規制の所管・関係省庁 | 法務省 厚生労働省 経済産業省 |
| 根拠法令等 | 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年法務省告示第百四十一号) |
| 制度の現状 | 研修・技能実習に係る滞在期間は、研修活動の期間を合わせて三年以内とされている。 |

| | |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | <p>諸外国の青年労働者等を一定期間、日本の産業界に受け入れて、産業上の技術、技能、知識等を修得してもらう仕組みとして、「外国人研修・技能実習制度」がある。</p> <p>播州織業界では産地組合が織布運転の職種の研修生を受け入れているが、その期間を3年間から5年間に延長する。</p> <p>※在留資格「研修」(1年)+在留資格「特定活動(技能実習)」(最長2年) →在留資格「研修」(1年)+在留資格「特定活動(技能実習)」(最長4年)</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>播州織産地は我が国最大の先染め織物産地であるが、従業者の高齢化や後継者不足等から経営者は将来に希望が得られず、経営意欲を失い廃業する企業が後を絶たず、産地活力の低下が著しい。業界では新商品の開発や展示商談会を開催する等各種の対策を講じているが、若く意欲的な外国人研修生の産地企業への積極的な受け入れを促進し、企業の活性化、ひいては産地の活性化を図る。</p> <p>(現在、協同組合播州織総合準備センターが受入機関となって、平成 16 年度から毎年度3名の中国人研修生を受け入れ、同センターが研修・実習を行っている。)</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|--|-------|---|-------|---|
| <p>研修技能実習制度については、一部に、制度の趣旨に反する不適正な事例が発生していることから、制度の適正化及び充実を図るため、関係省庁が制度の見直しについて、検討しているところである。当省の研究会においても、制度の適正化策に加えて、技能移転の高度化・充実を図る観点から、優秀で意欲のある実習生について、一旦帰国後、一定の要件のもと、更に2年程度の再技能実習を認める制度を導入すべきという提案をしているところである。</p> <p>今回要望のあった、対象となる全ての研修技能実習生の滞在期間を、単純に3年を5年に延長するという案については、制度趣旨に照らして、適切な方策ではない。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|---|--------------------|----------|--------------------|----------|
| <p>再検討要請</p> <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | | |
| <p>提案主体からの意見</p> <p>研修生は、3年間の滞在期間では播州織りの製造準備工程を習得することしかできず、派遣元企業から要望されている織物製造工程を管理することはできない。織物製造のメインである製織技術の習得があって初めて派遣元企業が期待する人材の育成につながる事となる。そのためには、研修期間も含め少なくとも5年間の期間が必要である。</p> | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |
| <p>先回答したとおり、研修技能実習制度については、一部に、制度の趣旨に反する不適正な事例が発生していることから、制度の適正化及び充実を図るため、関係省庁が制度の見直しについて、検討しているところである。</p> <p>今回、再要望の理由として記載された、管理者の育成等に関しては、当省の研究会においても議論が行われており、「研究会とりまとめ」において、優秀で意欲のある実習生について、一旦帰国後、一定の要件のもと、更に2年程度の再技能実習を認める制度を導入し、管理者の育成等を含めた、制度の高度化を図るべきという提案をしているところである。全ての研修技能実習生の滞在期間を、単純に3年を5年に延長するという要望案については、制度趣旨に照らして、適切な方策ではない。</p> | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|--|---------------------|----------|---------------------|----------|
| <p>再々検討要請</p> <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | | |
| <p>提案主体からの再意見</p> <p>研修生は、3年間の滞在期間では播州織りの製造準備工程を習得することしかできず、派遣元企業から要望されている織物製造工程を管理することはできない。織物製造のメインである製織技術の習得があって初めて派遣元企業が期待する人材の育成につながる事となる。そのためには、研修期間も含め少なくとも5年間の期間が必要である。受け入れ態勢・管理体制が整っているところについては、個別に柔軟な対応を図ってほしい。</p> | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し | — |
| <p>前回回答したとおり、研修技能実習制度については、一部に、制度の趣旨に反する不適正な事例が発生していることから、制度の適正化及び充実を図るため、関係省庁が制度の見直しについて、検討しているところである。</p> <p>管理者の育成等に関しては、当省の「研究会とりまとめ」において、優秀で意欲のある実習生について、技能検定の取得など、一定の要件のもと、一旦帰国後、更に2年程度の「再技能実習」を認める制度を導入し、管理者の育成等を含めた、制度</p> | | | | |

の高度化を図るべきという提案をしているところである。この際、受入機関についても、外部評価により優良と認められた受入機関に限るべきとしているところである。研修技能実習生の滞在期間を、単純に3年を5年に延長するという要望案については、制度趣旨に照らして、適切な方策ではない。

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|---------------|----------------|----------|---------|
| 管理コード | 1110190 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 東京湾岸地域における経済特区 | 都道府県コード | 13 東京都 |
| | | 提案事項管理番号 | 1141010 |
| 提案主体名 | 東京都 | | |

| | |
|------------|---|
| 規制の所管・関係省庁 | 経済産業省 |
| 根拠法令等 | (1) 特許法第 107 条、第 109 条、第 195 条及び第 195 条の 2、産業技術力強化法第 17 条 (2) 特許法第 30 条 |
| 制度の現状 | <p>(1) 特許に関する料金については、第 195 条において特許出願、出願審査の請求等を行う者の納付しなければならない手数料、特許法第 107 条において特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者の納付しなければならない特許料について規定している。</p> <p>(2) 特許を受ける権利を有する者が刊行物に発表等した後、6月以内に特許出願を行い、所定の手続きをすれば、その刊行物発表等により新規性、進歩性を喪失しなかったものとみなされる。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | <p>日本経済の国際競争力を強化していくため、東京湾岸地域の特定地区に集中投資を促すしくみとして、法規制の緩和とともに、税の減免や融資制度の拡充など思い切ったインセンティブを講じる経済特区を設置する。</p> |
|-------------|--|

| | |
|-----------------|---|
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>研究開発型の産業拠点や国際ビジネス拠点などの形成を図る企業に対し、インセンティブを講じることで集中投資を促すしくみを構築し、国際競争力を強化する。</p> <p>1 進出企業に対する優遇措置等</p> <p>(1) 法人税の軽減及び登録免許税・法人事業税・事業所税・不動産取得税の免除</p> <p>(2) 上記特例による地方税減収分の実質的な補填措置</p> <p>2 民間都市再生事業計画の積極的な認定による融資制度・税優遇措置等の拡充</p> <p>3 法規制の緩和</p> <p>(1) 特許料・特許審査請求料の軽減 (2) 特許出願猶予期間の延長</p> |
|-----------------|---|

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>(1)平成16年4月、審査請求構造の改革等を通じた審査迅速化を目的として、出願から権利維持までの全体の料金水準を引き下げる料金改正を行ったところ(審査実費に近くまで審査請求料を引き上げ、出願料・特許料を引き下げた)。</p> <p>このような中、特定した地区の一部の産業についてのみ審査請求料及び特許料を減免することは、特許関係手数料の原則である受益者負担、また、特許特別会計の収支相償の観点からも適切ではない。</p> <p>(2)特許法第30条第1項に規定する制度を利用するにあたっては、本人の発表後6ヶ月以内に出願したとしても、本人の出願より前に他人の出願があった場合には、本人が特許を取得できない点や、本制度と同様の制度が存在しない欧州特許庁等へ出願した場合には特許を取得できない(無効理由等となる)点などに留意が必要である。すなわち、我が国の企業が確実に特許を取得し、我が国産業の国際競争力を高めていくためには、発明からできる限り早期に出願する環境を整えることが望ましい。我が国においてさらなる猶予期間の延長を行うことは、仮にそれが特定地域であっても、我が国で生み出された発明が十分に保護されない結果を招くおそれがあり、また特許制度は我が国全体に最大20年という強力な排他的独占権を付与するものであり、一部地域のみにも例外的な特許権付与の手続を導入することは適当でない。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|-------------|-------------|---|-------------|---|
| 再検討要請 | | | | |
| 提案主体からの意見 | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|--------------|--------------|---|--------------|---|
| 再々検討要請 | | | | |
| 提案主体からの再意見 | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し | — |

11 経済産業省 特区・地域再生(非予算)最終回答

| | | | |
|-----------------------|---------------------|-----------------|---------|
| 管理コード | 1110200 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 環境影響評価の実施の省略又は期間の短縮 | 都道府県コード | 8 茨城県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1146010 |
| 提案主体名 | 住友金属工業株式会社 | | |

| | |
|-------------------|---|
| 規制の所管・関係省庁 | 経済産業省 環境省 |
| 根拠法令等 | 環境影響評価法 電気事業法第46条の2～第46条の22 |
| 制度の現状 | <p>発電用の電気工作物の設置・変更を行う場合、事業者は環境影響評価に伴う方法書、準備書、評価書の届出が義務付けられており、評価書の記載に従って環境の保全についての適正な配慮をして事業を実施しなければならない。</p> |

| | |
|--------------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | <p>工業専用地域内に施設する発電所において、発電設備のリプレース(発電設備の更新や火力発電所の燃料転換等)を行う場合、電気事業法及び環境影響評価法(以下「現行法」という)によって、環境アセスメント(以下「環境アセス」という)の実施が必要である。</p> <p>そこで、リプレースの工事計画が、以前の環境影響評価より大幅に低減する場合であって、効率向上より大幅な省エネルギー(以下「省エネ」という)効果が得られる場合には、環境アセスの省略又は期間の短縮を図りたい。</p> |
|--------------------|--|

| | |
|------------------------|--|
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>【具体的事業の実施内容】</p> <p>本事業は、重油・ガス混焼のボイラータービン発電設備を最新技術のコンバインドサイクル発電設備へリプレースするものである。</p> <p>これにより、重油使用量を大幅に削減し、且つエネルギー効率が大幅に向上するため、大幅な省エネ効果が得られる。また、発電設備の小型化により、大気・水質等の環境負荷の大幅低減が出来るものである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現行法下では、発電設備のリプレースを行う場合、環境アセスを行った後、工事計画認可申請(又は工事計画届出)の手続きを経て工事着手となる。</p> <p>従って、工事の計画から発電設備の運用開始に至るまで数年～10年程度の期間を要する。</p> <p>この期間は、環境改善前の状態が継続されるばかりでなく、省エネ効果の発揮も遅れてしまう。</p> <p>今回提案する措置により、工事の着手に至る迄の環境アセスに関する諸手続きを簡略化し、早期に発電設備を運用開始させる事で、省エネ効果の早期発揮が実現できる。</p> <p>これにより、京都議定書第1約束期間内において大きな省エネ効果の発揮が図れるとともに、環境負荷を大幅に低減する事が出来る。</p> <p>尚、今回の対象は、工業専用地域内に施設する発電所であって、地域全体として既に環境アセスを実施している。</p> |
|------------------------|--|

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|--|-------|---|-------|---|
| <p>発電設備に係る環境アセスメントについては、発電に伴う環境影響だけではなく、工事に伴う影響や周辺の動植物への影響など、総合的に環境影響を評価するものであるため、環境負荷の低減となることが明らかである場合であっても、簡略化はできない。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| <p>再検討要請</p> <p>地域全体として既に環境アセスを実施済みの工業専用地域内という立地条件を勘案の上、ご検討いただきたい。</p> | | | | |
|--|-------------|---|-------------|---|
| <p>提案主体からの意見</p> <p>今回の提案は、①建設予定地は、工業専用地域で、製鉄所構内における発電設備の本体のリプレースであって、ユーティリティーその他は既設流用範囲が多く、工事の範囲が限定されており、周囲への環境影響及び地域住民へ及ぼす環境影響負荷が極めて少ないと考えられる。②環境アセスの期間短縮により早期に発電所を運用開始させる事は、環境負荷の低減及び省エネルギー効果の発揮が早期に実現可能となり、国家プロジェクトである京都議定書削減目標達成に貢献できる。以上のことから、更なる環境アセスの期間短縮が可能となるよう、地域限定的な環境アセス条件の仕組みについて検討をお願いします。</p> | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |
| <p>地域全体として環境アセスを実施している工業専用地域であっても、その環境アセスは発電設備のリプレースに係る環境影響を評価したものではないため、地域全体として環境アセスを行っていることを理由としての環境アセスの簡略化は認められない。</p> <p>なお、発電所に係る環境アセスについては、原子力安全・保安院電力安全課が平成19年1月に改訂した「発電所に係る環境影響評価の手引」等により評価の簡略化が認められており、調査期間の短縮や調査内容の簡略化については一部可能となっている。</p> | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| <p>再々検討要請</p> | | | | |
|--------------------------|--------------|---|--------------|---|
| <p>提案主体からの再意見</p> | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し | — |
| | | | | |

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案(閲覧用)

| | | | | |
|--------------------|--|-------------|---------|--|
| 管理コード | 1130010 | 拡充提案・関連提案の別 | 1 拡充提案 | |
| 規制の特例措置の 番号及び名称 | 1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報 技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業 | 都道府県名 | 13 東京都 | |
| | | 提案事項管理番号 | 2008010 | |
| 提案主体名 | 株式会社サーティファイ 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会 | | | |
| 特区の名称 | | 特区との関係 | 3 その他 | |

| | |
|------------|--|
| 規制の所管・関係省庁 | 経済産業省 |
| 根拠法令等 | 経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第25条第1項第4号 平成18年経済産業省告示第249号第1条第1項第3号、第2条第3項 |
| 制度の現状 | <p>修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目をその構造改革特別区域計画に特定事業の内容として記載しなければならない。</p> <p>また、この場合においては、経済産業大臣(IPAが試験を実施する場合にはIPA)が、民間資格を取得するための試験の試験問題と併せて総合的に判断することにより免除対象科目を習得したかどうかを判定するために適切であると認めた問題により行う修了認定に係る試験を合格することによりその修了が認められる。</p> |

| | |
|------|--|
| 提案内容 | <p>修了認定に係る試験において、IPAに「民間資格の試験問題」の審査を受ける際、手続きや手数料の負担が課題となっている。</p> <p>この「民間資格の試験問題」に係る審査について、①「出題項目のみの審査」や②「初回申請時のみの問題審査」とする等、審査の内容および方法の見直しを検討されたい。</p> |
| 提案理由 | <p>修了認定に係る試験について、特例措置による免除対象以外の科目も含め、全ての問題について審査を受ける必要があるのと同時に、試験実施の都度、全ての問題について、再度審査を受ける必要がある。また、IPAより「民間資格の試験問題」も含めて審査を受ける際は、告示に定める手数料(1問3万円)を納める必要がある。</p> <p>IPAの審査において、民間資格を取得するための試験の試験問題も審査するのであれば、①「出題項目のみの審査」を行えば足りるものとする。</p> <p>また、民間資格において毎回出題項目等が変化する事は殆どなく、試験要項の改定等も年度単位で実施されるため、②「初回申請時のみの問題審査」によってもその内容を充分検証できるものと思われる。</p> <p>上記の見直しがなされることにより、審査対象となる問題数が削減されることで、手続きの効率化及び審査期間の短縮に繋がるものとする。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|--|-------|---|-------|---|
| <p>修了認定に係る試験における独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査については、経済産業省告示第249号第1条第1項第3号に基づき、民間資格を取得するための試験の試験問題(以下「民間資格試験問題」と修了認定に係る試験の試験問題(以下「修了試験問題」)を併せて総合的に判断することにより免除対象科目を習得したかどうかを判定するために適切な問題であるかの審査を行っているところ。</p> <p>情報処理技術者試験(以下「情処試験」)のうち、基本情報技術者試験については、合格のための第1段階に当たる午前試験について規制緩和の中で構造改革特区制度による特例及び情報処理技術者試験規則における特例により免除する受験形態を認めているが、特例を活用しない場合も含めていずれの形態を選択して受験しても同様の知識・能力の実証がなされなければならないことは自明である。</p> <p>本ケースで情処試験の一部免除を行うに当たっては、実際の民間資格試験問題と修了試験問題が、情処試験との同等性を確保しているかどうかを確認することは上記の理由から受験者間の公平性を確保するためにも不可欠である。民間資格試験問題に対する出題項目のみの審査や初回申請時のみの問題審査では、実際の修了試験と情処試験との同等性の確保が確認できず、免除対象科目を修得したかどうかを判定できない。</p> <p>したがって、本提案に対しては対応不可能である。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|--|-------------|---|-------------|---|
| <p>再検討要請</p> <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | | |
| <p>提案主体からの意見</p> <p>情報処理技術者試験との同等性を、民間資格試験問題と修了試験問題を併せて総合的に確認することの必要性は十分認識しているところ。従って、修了試験問題について、申請の都度、実際に使用する問題を「現物審査」することは妥当と考えている。しかしながら、民間資格試験問題の審査について、当該特例措置が過去に民間資格を取得した者に対しても遡って適用されること、直前に実施した過去問題を「傾向審査」していることを鑑み、民間資格の仕様が年度途中で変わらない前提のもと、「年度毎に初回申請時のみ問題審査を行う」、または、「審査結果の有効期間を1年間とする」など、再度、現行規定細目の改定をご検討いただきたい。</p> | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |
| <p>情処試験の一部免除を行うに当たっては、民間資格試験問題と修了認定に係る試験の試験問題(以下「修了試験問題」)が情処試験との同等性を確保しているかどうかを確認する必要があり、民間資格試験問題と修了試験問題を併せて総合的に判断することにより免除対象科目を習得したかどうかを判定するために適切な問題であるかの審査を行うことは不可欠。</p> <p>過去の民間資格の取得者も受講対象として扱っている点については、構造改革特区制度創設の前後によって国民1人1人が不平等な扱いとならぬよう、経過措置として設けているものである。</p> <p>したがって、本提案に対しては対応不可能である。</p> | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。

提案主体からの再意見

まず、情処試験との同等性の確保のために、審査を行うことについては、当方も必要と考えている。しかしながら、その都度審査しなければ同等性が確保できないという点については、過去の審査実績を勘案し、年度当初に審査を行えば十分判断できるものとする。仮に、当該見直しに対応不可であるならば、同等性の確保の観点から厳格な審査を実施する以上、修了認定者については、新試験制度においても経過措置として1年間の免除期間が確保できるようにすべきとする。なお、情処試験の新制度においても民間資格試験の活用による一部免除制度が継続されるものとするが、その際は審査手続き等について制度設計上の配慮を希望する。

再々検討要請に対する回答**「措置の分類」の再見直し****C****「措置の内容」の再見直し****—**

産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会人材育成ワーキンググループの報告を受け、現在、情報処理技術者試験の制度改革に着手したところ。試験の一部を免除する制度についても全体設計の中でそのあり方を検討していく。

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案(閲覧用)

| | | | | |
|--------------------|--|-------------|---------|--|
| 管理コード | 1130010 | 拡充提案・関連提案の別 | 1 拡充提案 | |
| 規制の特例措置の 番号及び名称 | 1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報 技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業 | 都道府県名 | 13 東京都 | |
| | | 提案事項管理番号 | 2008010 | |
| 提案主体名 | 株式会社サーティファイ 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会 | | | |
| 特区の名称 | | 特区との関係 | 3 その他 | |

| | |
|------------|--|
| 規制の所管・関係省庁 | 経済産業省 |
| 根拠法令等 | 経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第25条第1項第4号 平成18年経済産業省告示第249号第1条第1項第3号、第2条第3項 |
| 制度の現状 | <p>修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目をその構造改革特別区域計画に特定事業の内容として記載しなければならない。</p> <p>また、この場合においては、経済産業大臣 (IPA が試験を実施する場合には IPA) が、民間資格を取得するための試験の試験問題と併せて総合的に判断することにより免除対象科目を習得したかどうかを判定するために適切であると認めた問題により行う修了認定に係る試験を合格することによりその修了が認められる。</p> |

| | |
|------|--|
| 提案内容 | <p>修了認定に係る試験において、IPAに「民間資格の試験問題」の審査を受ける際、手続きや手数料の負担が課題となっている。</p> <p>この「民間資格の試験問題」に係る審査について、①「出題項目のみの審査」や②「初回申請時のみの問題審査」とする等、審査の内容および方法の見直しを検討されたい。</p> |
| 提案理由 | <p>修了認定に係る試験について、特例措置による免除対象以外の科目も含め、全ての問題について審査を受ける必要があるのと同時に、試験実施の都度、全ての問題について、再度審査を受ける必要がある。また、IPAより「民間資格の試験問題」も含めて審査を受ける際は、告示に定める手数料(1問3万円)を納める必要がある。</p> <p>IPAの審査において、民間資格を取得するための試験の試験問題も審査するのであれば、①「出題項目のみの審査」を行えば足りるものとする。</p> <p>また、民間資格において毎回出題項目等が変化する事は殆どなく、試験要項の改定等も年度単位で実施されるため、②「初回申請時のみの問題審査」によってもその内容を充分検証できるものと思われる。</p> <p>上記の見直しがなされることにより、審査対象となる問題数が削減されることで、手続きの効率化及び審査期間の短縮に繋がるものとする。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | — |
|--|-------|---|-------|---|
| <p>修了認定に係る試験における独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査については、経済産業省告示第249号第1条第1項第3号に基づき、民間資格を取得するための試験の試験問題(以下「民間資格試験問題」と修了認定に係る試験の試験問題(以下「修了試験問題」)を併せて総合的に判断することにより免除対象科目を習得したかどうかを判定するために適切な問題であるかの審査を行っているところ。</p> <p>情報処理技術者試験(以下「情処試験」)のうち、基本情報技術者試験については、合格のための第1段階に当たる午前試験について規制緩和の中で構造改革特区制度による特例及び情報処理技術者試験規則における特例により免除する受験形態を認めているが、特例を活用しない場合も含めていずれの形態を選択して受験しても同様の知識・能力の実証がなされなければならないことは自明である。</p> <p>本ケースで情処試験の一部免除を行うに当たっては、実際の民間資格試験問題と修了試験問題が、情処試験との同等性を確保しているかどうかを確認することは上記の理由から受験者間の公平性を確保するためにも不可欠である。民間資格試験問題に対する出題項目のみの審査や初回申請時のみの問題審査では、実際の修了試験と情処試験との同等性の確保が確認できず、免除対象科目を修得したかどうかを判定できない。</p> <p>したがって、本提案に対しては対応不可能である。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|--|-------------|---|-------------|---|
| <p>再検討要請</p> <p>右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。</p> | | | | |
| <p>提案主体からの意見</p> <p>情報処理技術者試験との同等性を、民間資格試験問題と修了試験問題を併せて総合的に確認することの必要性は十分認識しているところ。従って、修了試験問題について、申請の都度、実際に使用する問題を「現物審査」することは妥当と考えている。しかしながら、民間資格試験問題の審査について、当該特例措置が過去に民間資格を取得した者に対しても遡って適用されること、直前に実施した過去問題を「傾向審査」していることを鑑み、民間資格の仕様が年度途中で変わらない前提のもと、「年度毎に初回申請時のみ問題審査を行う」、または、「審査結果の有効期間を1年間とする」など、再度、現行規定細目の改定をご検討いただきたい。</p> | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | — |
| <p>情処試験の一部免除を行うに当たっては、民間資格試験問題と修了認定に係る試験の試験問題(以下「修了試験問題」)が情処試験との同等性を確保しているかどうかを確認する必要があり、民間資格試験問題と修了試験問題を併せて総合的に判断することにより免除対象科目を習得したかどうかを判定するために適切な問題であるかの審査を行うことは不可欠。</p> <p>過去の民間資格の取得者も受講対象として扱っている点については、構造改革特区制度創設の前後によって国民1人1人が不平等な扱いとならぬよう、経過措置として設けているものである。</p> <p>したがって、本提案に対しては対応不可能である。</p> | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。

提案主体からの再意見

まず、情処試験との同等性の確保のために、審査を行うことについては、当方も必要と考えている。しかしながら、その都度審査しなければ同等性が確保できないという点については、過去の審査実績を勘案し、年度当初に審査を行えば十分判断できるものとする。仮に、当該見直しに対応不可であるならば、同等性の確保の観点から厳格な審査を実施する以上、修了認定者については、新試験制度においても経過措置として1年間の免除期間が確保できるようにすべきとする。なお、情処試験の新制度においても民間資格試験の活用による一部免除制度が継続されるものとするが、その際は審査手続き等について制度設計上の配慮を希望する。

再々検討要請に対する回答**「措置の分類」の再見直し****C****「措置の内容」の再見直し**

—

産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会人材育成ワーキンググループの報告を受け、現在、情報処理技術者試験の制度改革に着手したところ。試験の一部を免除する制度についても全体設計の中でそのあり方を検討していく。